

第Ⅳ編 付 録

1 業種別の算定事例

ここでは、主な業種別に対象の判定や報告する漏えい量の算定を行う事例をサンプルとして示します。

1.1 製造業者

1.2 小売業者

1.3 倉庫業者

*以下の事例中の漏えい量算定の途中の計算式では、実際には表記されているよりも多くの桁数を有する数値により計算しているため、表記上で四則演算の結果が合わない部分があります。

1.1 製造業者

製造業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、事業所、販売拠点、生産拠点、移動体（商品搬送用トラックを含む）等が考えられます。

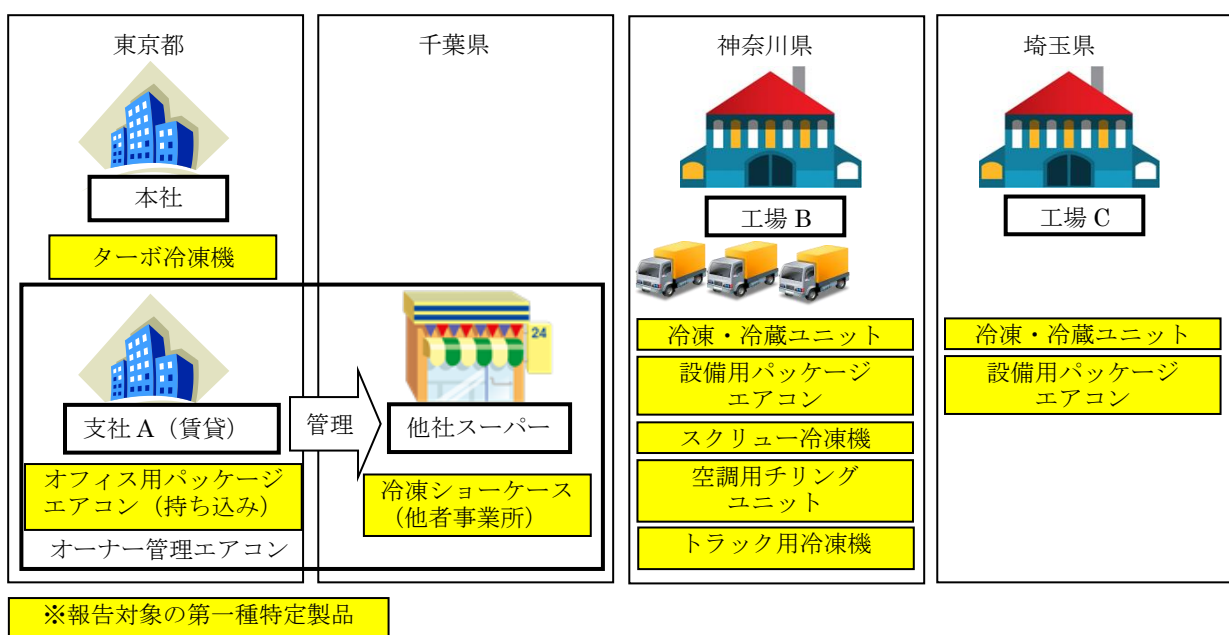
(1) 想定する事業者の概要

ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

加工食品製造業を主な事業としており、事務所として本社1ヶ所、販売拠点として支社1ヶ所（支社A）、また、千葉県のスーパーにキャンペーンのため自己商品販売スペースを設け冷凍ショーケースを設置している。生産拠点としてレトルト食品加工工場（工場B）と冷凍調理食品製造工場（工場C）の2ヶ所を所有している。

- ・ 本社は自社所有で、ターボ冷凍機を使用している。
- ・ 販売拠点の支社Aは賃貸契約でテナントとして入居している。エアコンはビルオーナー管理であるが、一部の広報用フロアではテナント持ち込みとして自社管理のオフィス用パッケージエアコンを使用している。
- ・ 千葉県のスーパー（自らが設置する事業所ではない）でキャンペーンのために冷凍ショーケースを設置している。同ショーケースを管理しているのは支社Aである。
- ・ 工場Bは冷凍・冷蔵ユニット、設備用パッケージエアコン、スクリュー冷凍機、空調用チリングユニットを所有・使用し、自社所有の商品搬送用トラックの車両基地となっている。工場Cは冷凍・冷蔵ユニット、設備用パッケージエアコンを所有・使用している。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、事務所・販売拠点に設置された第一種特定製品に関するものについては充填・回収証明書の入手、生産拠点に設置された第一種特定製品に関するものについては情報処理センターに伝達されたデータの入手により得るものとしている。



(2) 算定・報告の対象範囲（管理する第一種特定製品の特定）

この製造業者における算定・報告の対象範囲としては、次のように考えられます。

事務所におけるビルオーナー管理のエアコンは、管理者がビルオーナーとなるため報告対象外となります。ただしテナントが自分で持込むオフィス用パッケージエアコンについては報告対象です。

千葉県のお他社スーパーでキャンペーンのために使用している冷凍ショーケースは、他者事業所での設置ですが、自社所有のため報告対象となります。なお、管理は支社 A で行っていますが実際に漏えいする場所（スーパー）が千葉県であるため、都道府県としては千葉県での漏えいとして報告することになります。

また、商品搬送用トラックは移動体のため、これを管理している（保守・点検の責務を有する）事業所（本事例では工場 B）の漏えい量として報告することになります。

表Ⅳ-1-1 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品	
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態
事務所	本社	東京都	自己所有	ターボ冷凍機	事業所内
販売拠点	支社 A	東京都	テナント	オフィス用パッケージエアコン	事業所内
販売拠点	他社スーパー	千葉県	他者所有	冷凍ショーケース	他者事業所（他者の事業所に販売キャンペーン実施時に設置）
生産拠点	工場 B	神奈川県	自己所有	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				設備用パッケージエアコン	事業所内
				スクリーン冷凍機	事業所内
				空調用チリングユニット	事業所内
	工場 C	埼玉県	自己所有	トラック用冷凍機	移動体内（商品搬出用トラック）
				冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				設備用パッケージエアコン	事業所内

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この製造業者は、各事業所の第一種特定製品を整備業者（オフィスについてはビルメンテナンス会社、工場についてはメーカー）に一括して整備を委託しています。

これらの整備業者には、充填・回収業者に対し、自らが管理する第一種特定製品の冷媒を充填・回収する際に、製造業者が管理者であること、充填・回収証明書を製造業者の担当部署宛てに発行すること（情報処理センターによる場合には、製造業者を管理者として登録すること）を周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は管理者である製造業者の適切な部署に届き、情報処理センターから製造業者が管理する第一種特定製品に係る通知を受けることができ、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができています。

(4) 漏えい量の算定

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、表Ⅳ-1-2 に示すとおり、充填・回収証明書もしくは情報処理センターから入手した冷媒の整備時充填量及び回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。（なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません）¹。当該年度に充填・回収²がなかった場合は、それぞれ 0 と記録します。

表Ⅳ-1-2 事業所別の第一種特定製品種類リストと算定漏えい量の取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP(t-CO ₂ /t)	算定漏えい量(t-CO ₂)
事務所	本社	ターボ冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,760	0
		本社合計							0
販売拠点	支社 A	オフィス用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	1,920	0
		支社 A 合計							0
販売拠点	他社スーパー	冷凍ショーケース	他者事業所(キャンペーン)	R-404A	10	0	10	3,940	39.4
		他社事業所設置合計							39.4
生産拠点	工場 B	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-404A	0	0	0	3,940	0
		設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	500	0	500	1,920	960
		スクリーン冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,760	0
		空調用チリングユニット	事業所内	R-22	500	400	100	1,760	176
		トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	0.1	0	0.1	3,940	0.394
		工場 B 合計							1,136.394
	工場 C	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-22	0	20	-20	1,760	-35.2
		冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-404A	0	0	0	3,940	0
		設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	1,920	0
		工場 C 合計							-35.2

¹ 報告時には小数点以下切捨てし、整数で報告します。（詳細は後述参照）

² 同一機器について一連の回収・充填作業（整備）を含む場合は、Ⅱ-24 ページ下線部参照。

第Ⅳ編 付 録

算定の結果、工場 B は算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上であるため、特定事業所となります。特定事業所は様式第 1 の第 2 表及び別紙に情報を記入する必要があります。(特定事業所に関する様式への記載方法は後述します。)

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別／都道府県別に報告する必要があるため、表Ⅳ-1-3 に示すとおり、冷媒種類別/都道府県別の集計を行う必要もあります。

表Ⅳ-1-3 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-404A		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	
東京都	本社	0	0					0
	支社 A					0	0	
	合計	0	0			0	0	
千葉県	他 社 ス ーパー			10	39.4			39.4
	合計			10	39.4			
神奈川県	工場 B	100	176	0.1	0.394	500	960	1,136.394
	合計	100	176	0.1	0.394	500	960	
埼玉県	工場 C	-20	-35.2	0	0	0	0	-35.2
	合計	-20	-35.2	0	0	0	0	
全国計		80	140.8	10.1	39.794	500	960	1,140.594

(5) 漏えい量の報告

この製造業者の事業は、事務所と販売拠点は「管理・補助的経済活動を行う事務所」であり、主たる事業は「冷凍調理食品製造業」、「レトルト食品製造業」であるため、事業所管省庁は農林水産省となります。このため、フロン類算定漏えい量等の報告書は農林水産省に提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下表のようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てして整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表Ⅳ-1-4 様式第 1 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22		②R-404A		③R-410A		④		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	140	80	39	10	960	500					1,140
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. 東京都	0	0			0	0					0
2. 千葉県			39	10							39
3. 神奈川県	176	100	0	0	960	500					1,136
4. 埼玉県	-35	-20	0	0	0	0					-35

第Ⅳ編 付 録

また、工場 B については、年度内の算定漏えい量が 1,000[t・CO₂]を超えるため、特定事業所となります。

特定事業所については、様式第 1 の「第 2 表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧」に特定事業所の名称、特定事業所の所在地、特定事業所において行われている事業を記載するとともに、(別紙)【特定事業所単位の報告】に必要事項を記載し、提出します。

(別紙)【特定事業所単位の報告】の「別紙第 1 表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量」については、下表のとおり算定漏えい量を記載します。

表Ⅳ-1-5 様式第 1 別紙第 1 表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22	②R-404A	③R-410A	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t・CO ₂)	176	0	960			1,136
実漏えい量 (kg)	100	0	500			

1.2 小売業者

小売業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、本社、支社、販売拠点、店舗等が考えられます。（商品搬送用トラックを自社管理している場合には、トラック用冷凍機（移動体）も対象となりますが本事例では例示していません。トラック用冷凍機の算定については製造業者や倉庫業者の事例を参考ください。）

(1) 想定する事業者の概要

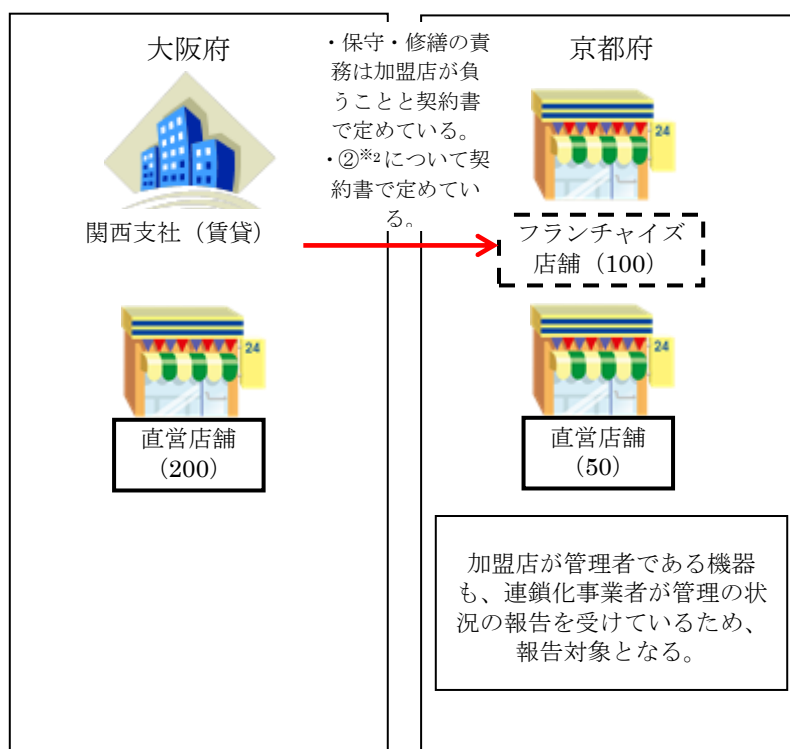
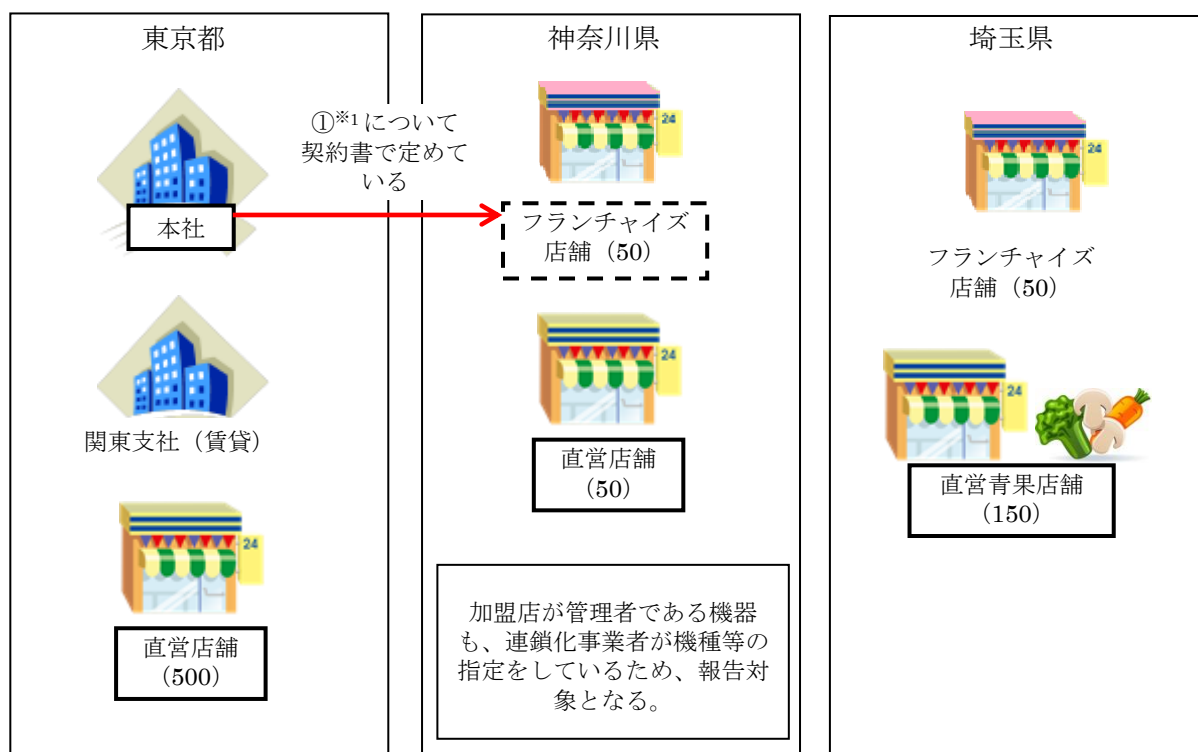
ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

フランチャイズチェーンを有する事業者（連鎖化事業者）であり、事務所として本社1ヶ所、支社を2ヶ所（関西と関東）所有している。関西支社で管理する店舗数は350店舗であり、関東支社で管理する店舗数は800店舗である。

- ・ 本社は自社ビルであり、ビル用パッケージエアコンを使用している。
- ・ 支社はオフィスビルのワンフロアを賃貸契約しており、ビルオーナー管理の空調機を使用している。
- ・ 神奈川県と埼玉県フランチャイズ店舗では、店舗に設置している空調機やエアコンは加盟店が所有し、管理している。
- ・ 神奈川県のフランチャイズ店舗に対しては、本社より「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」を加盟者との契約書で定めている。
- ・ 埼玉県のフランチャイズ店舗に対しては、本社より「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていない。
- ・ 京都府のフランチャイズ店舗では、連鎖化事業者が加盟店に機器を貸与している。契約書において、保守・修繕の責務は加盟店が負うこととなっている。本社より「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を行うことを契約書で定めている。
- ・ 直営店舗のうち埼玉県の150店舗は青果品のみを販売する店舗となっている。直営店舗の建物は自己所有の場合と賃貸の場合の両方がある。
- ・ 店舗における使用機器は別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫がある。ほとんどは自己所有又はフランチャイズ店舗所有の機器だが、業務用冷蔵庫については一部リースを受けている。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、本社・支社に設置された第一種特定製品に関するものについては充填・回収証明書の入手、自らの報告対象となるフランチャイズ店舗については情報処理センターに伝達されたデータの入手により得るものとしている。

第Ⅳ編 付 録



※1 ①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定

※2 ②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

※ 直営店舗の設置形態は自己所有及び賃貸の両方を含む

※ 他者が管理する第一種特定製品だが、自らが報告義務を負う製品を設置する事業所

※ 自らが管理する第一種特定製品を設置する事業所

(2) 算定・報告の対象範囲

ア 前提

管理者と報告義務者について

通常は、製品の所有者が保守・修繕の責務を負うことから、所有者が管理者であり報告義務者であると考えます。ただし、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者ではなく使用者が負うこととされている場合などは、法的責務を含めて使用者を管理者とみなします。

連鎖化事業者の場合の報告義務者の扱い

連鎖化事業者の場合、加盟店が製品を所有している、又は保守・修繕の責務が加盟店にあれば管理者は加盟店となりますが、下記①又は②の条件を契約書等で定めていた場合は、報告義務は連鎖化事業者になるという特例が生じます（Ⅳ-11 ページ）。

- ①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定
- ②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

表Ⅳ-1-6 加盟店が管理する第一種特定製品の報告責任の所在の判断方法

①連鎖化事業者から加盟店に対する第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定の有無	②連鎖化事業者から加盟店に対する第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告の要求の有無	当該第一種特定製品の報告責任の所在
有	有	連鎖化事業者
有	無	連鎖化事業者
無	有	連鎖化事業者
無	無	加盟店

※「有」は約款、加盟者との契約書、事業を行うものが定めた方針、行動規範、マニュアル等で定められている場合に限りま。

※加盟店がリースにより機器を設置している場合で、保守・修繕責務を加盟店が負っている場合は加盟店が管理する機器として表Ⅳ-1-6 に従って報告義務の所在を判断します。

イ 本事例の算定・報告の対象範囲

この事業者における算定・報告の対象範囲としては、次のようなものが考えられます。

＜自社の事業所に設置された、自らが管理する第一種特定製品の把握＞

➤ 本社・支社

本社におけるビル用パッケージエアコンは自社管理のため報告対象となります。

支社におけるビルオーナー管理の空調機は報告対象外となります。この他に支社で自社管理する第一種特定製品はないため、関東支社、関西支社は報告対象外となります。

➤ 直営店舗

直営店舗で使用されている業務用冷蔵庫やショーケースは、事業者自らが管理する第一種特定製品となるため、報告対象となります。

リースを受けている業務用冷蔵庫やショーケースについても、使用者である事業者が保守・修繕義務を負っていることから、報告対象となります。

＜他者の事業所等に設置された、自らが所有し加盟店が管理者となる第一種特定製品＞

➤ フランチャイズ店舗

京都府のフランチャイズ店舗で使用されている機器は、事業者が加盟店に貸与しているため、所有者は事業者です。また、契約書で保守・修繕の責務を加盟店が負うことが定められていることから、管理者は加盟店となります。ただし、事業者が加盟店に対して「②第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていることから、例外的に事業者（連鎖化事業者）に報告義務があることとなります。

＜他者の事業所等に設置された、加盟店が管理者となる第一種特定製品＞

➤ フランチャイズ店舗

神奈川県フランチャイズ店舗で使用されている機器は、加盟店が独自に所有しているため、所有者である加盟店が管理者です。ただし、ここでは事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」を定めているため、例外的に事業者（連鎖化事業者）に報告義務があることとなります。

埼玉県フランチャイズ店舗で使用されている機器は、加盟店が独自に所有しているため、所有者である加盟店が管理者です。事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」又は「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていないことから、報告義務は事業者（連鎖化事業者）ではなく、管理者である加盟店にあることとなります。

加盟店がリースを受けて使用している業務用冷蔵庫は、使用者である加盟店が保守・修繕義務を負っていることから、加盟店が管理者となります。ただし、本ケースの神奈川県のフランチャイズ店舗のように、事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」又は「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めている場合は、例外的に報告義務は管理者である加盟店ではなく、事業者（連鎖化事業者）にあります。

表Ⅳ-1-7 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

区分	事業所			管理する第一種特定製品		
	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態	所有形態
事務所	本部	東京都	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内	自己所有
	関東支社	東京都	賃貸	なし	—	—
	関西支社	大阪府	賃貸	なし	—	—
販売拠点	関東支社の管轄店舗	東京都 (500店舗)	自己所有・賃貸	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、リース両方含む

第Ⅳ編 付 録

事業所				管理する第一種特定製品		
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態	所有形態
		神奈川県 (50 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、 リース両方含む
		神奈川県 (50 店舗)	フランチャイズ	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	他者事業所	加盟店の 所有、リース両方含む
		埼玉県 (150 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、 リース両方含む
	関西支社の管轄店舗	大阪府 (200 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、 リース両方含む
		京都府 (50 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、 リース両方含む
		京都府 (100 店舗)	フランチャイズ	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	他者事業所	自己所有、 リース両方含む

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この小売業者は、自らが管理する第一種特定製品の整備を整備者（メーカー）に委託しており、整備者は充填・回収業者に充填・回収を委託しています。また、加盟店が管理する第一種特定製品については、加盟店が独自に充填・回収を発注しています。

これらの整備業者（メーカー）及び加盟店には、充填・回収業者に対して、自らが管理者であること、及び充填・回収証明書を自らの担当部署宛てに発行すること（情報処理センターによる場合には、自らを管理者として登録すること）を周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は自らの適切な部署に届き、情報処理センターから自らが管理する第一種特定製品に係る通知を受けることができ、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができています。

ただし、神奈川県と京都府のフランチャイズチェーン店舗のケースの場合、報告義務は連鎖化事業者にあるものの、管理者は加盟店であるため、情報処理センターが充填・回収量のデータを加盟店に通知します。そのため、連鎖化事業者は加盟店に対して、情報処理センターから通知された充填・回収量のデータを連鎖化事業者へ報告するように求める必要があります。

(4) 漏えい量の算定

＜加盟店が管理者である第一種特定製品の漏えい量の算定＞

神奈川県と京都府のフランチャイズチェーン店舗については、報告義務は連鎖化事業者にあるものの、管理者は加盟店であるため、情報センターから充填・回収量のデータは加盟店に通知されます。そのため、連鎖化事業者は加盟店に対して、情報センターから通知された充填・回収量のデータを報告するように求める必要があります。

表Ⅳ-1-8 加盟店が管理者であるが報告対象となる
事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所			漏えい量の算定結果							
区分	事業所名		第一種特 定製品の 種類	設置形態	冷媒種類	充填量 (kg)	回収量 (kg)	実漏え い量 (kg)	GWP	算定漏え い量 (t-CO ₂)
販 売 拠 点	神奈川県 の 加 盟 店 50 店 舗	店舗 501	店舗用パ ッケージ エアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,760	35.2
		店舗 502	別置型シ ョーケー ス	事業所内	R-410A	1	0	1	1,920	1.92
		店舗 502	内蔵型シ ョーケー ス	事業所内	R-404A	0.1	0	0.1	3,940	0.394
		・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	
		店舗 550	別置型シ ョーケー ス	事業所内	R-407C	2	0	2	1,620	3.24
		合計								
	京都府 の 加 盟 店 100 店 舗	店舗 1001	店舗用パ ッケージ エアコン	事業所内	R-22	1	0	1	1,760	1.76
		店舗 1002	別置型シ ョーケー ス	事業所内	R-410A	5	1	4	1,920	7.68
		店舗 1002	内蔵型シ ョーケー ス	事業所内	R-404A	0	0	0	3,940	0
		・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	
		店舗 1100	別置型シ ョーケー ス	事業所内	R-407C	1	0	1	1,620	1.62
		合計								

＜自身が管理者である第一種特定製品の漏えい量の算定＞

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、表Ⅳ-1-9 に示すとおり、充填・回収証明書もしくは情報処理センターから入手した冷媒の充填量と整備時回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。（なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません）。該当年度に充填・回収³がなかった場合は、それぞれ 0 と記録します。

表Ⅳ-1-9 自身が管理者の場合の報告対象となる事業所と
第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所			漏えい量の算定結果							
区分	事業所名		第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP	算定漏えい量(t・CO ₂)
事務所	本社		業務用冷凍・冷蔵機器	事業所内	R-22	40	0	40	1,760	70.4
販売拠点	関東支社の管轄	店舗1	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,760	35.2
		店舗1	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	0.1	0	0.1	1,920	0.192
		店舗2	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,940	3.94
		・	・		・	・	・	・	・	・
		加盟店が管理者であるフランチャイズ店舗は含まれていない								
	関西支社の管轄	店舗750	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	3	0	3	1,620	4.86
		店舗1101	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,940	3.94
		店舗1102	別置型ショーケース	事業所内	R-22	10	0	10	1,760	17.6
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
店舗1150	業務用冷蔵庫	事業所内	R-22	4	0	4	1,760	7.04		
事業者合計										2,193.79

³ 同一機器について一連の回収・充填作業（整備）を含む場合は、Ⅱ-24 ページ下線部参照。

＜加盟店が管理者である第一種特定製品と自身が管理者である第一種特定製品のデータの合算＞

表Ⅳ-1-8 と表Ⅳ-1-9 のデータを合算し、連鎖化事業者の全報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストを作成します。

表Ⅳ-1-10 全ての報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所			漏えい量の算定結果							
区分	事業所名		第一種特定製品の 種類	設置形態	冷媒種類	充填量 (kg)	回収量 (kg)	実漏えい量 (kg)	GWP	算定漏えい量 (t-CO ₂)
事務所	本社		業務用冷凍・冷蔵機器	事業所内	R-22	40	0	40	1,760	70.4
販売拠点	関東支社の管轄	店舗1	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,760	35.2
		店舗1	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	0.1	0	0.1	1,920	0.192
		店舗2	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,940	3.94
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		報告義務のない埼玉県のフランチャイズ店舗は含まれていない								
	店舗750	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	3	0	3	1,620	4.86	
	関西支社の管轄	店舗1001	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,940	3.94
		店舗1002	別置型ショーケース	事業所内	R-22	10	0	10	1,760	1.76
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・
店舗1150	業務用冷蔵庫	事業所内	R-22	4	0	4	1,760	7.04		
事業者合計										2,382.72

本ケースの場合、算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上である事業所がないため特定事業所に関する報告（様式第1の第2表及び別紙）への記入は必要ありません。

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別／都道府県別に報告する必要があるため、表Ⅳ1-11 に示すとおり、冷媒種類別／都道府県別の集計を行う必要があります。

表Ⅳ-1-11 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-404A		R-407C		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	
東京都	本社	40	70.4							965.38
	店舗	370	651.2	21	82.74	52	84.24	40	76.8	
	合計	410	721.6	21	82.74	52	84.24	40	76.8	
神奈川県	店舗	45	79.2	1	3.94	86	139.32	6	11.52	233.98
	合計	45	79.2	1	3.94	86	139.32	6	11.52	
埼玉県	店舗	81	142.56	50	197	20	32.4	30	57.6	429.56
	合計	81	142.56	50	197	20	32.4	30	57.6	
大阪府	店舗	192	337.92	11	43.34	13	21.06	32	61.44	463.76
	合計	192	337.92	11	43.34	13	21.06	32	61.44	
京都府	店舗	58	102.08	25	98.5	41	66.42	12	23.04	290.04
	合計	58	102.08	25	98.5	41	66.42	12	23.04	
全国計		786	1,383.36	108	425.52	212	343.44	120	230.4	2,382.72

※埼玉県のフランチャイズチェーン店舗のデータは報告義務がないため、含まない。

(5) 漏えい量の報告

この小売業者の事業は、事務所は「管理・補助的経済活動を行う事務所」であり、主たる事業は「コンビニエンスストア」であるため、事業所管省庁は経済産業省となります。

一方、一部の青果品販売店舗については「野菜小売業」となるため、当該事業の事業所管省庁は農林水産省となります。

このため、経済産業省及び農林水産省の両省にフロン類算定漏えい量等の報告書を提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下表のようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てして整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表Ⅳ-1-12 様式第 1 第 1 表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22		②R-404A		③R-407C		④R-410A		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	1,383	786	425	108	343	212	230	120			2,382
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. 東京都	721	410	82	21	84	52	76	40			965
2. 神奈川県	79	45	3	1	139	86	11	6			233
3. 埼玉県	142	81	197	50	32	20	57	30			429
5. 大阪府	337	192	43	11	21	13	61	32			463
6. 京都府	102	58	98	25	66	41	23	12			290

1.3 倉庫業者

倉庫業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、事業所、物流拠点（倉庫、移動体（商品搬送用の冷凍トラック）、車両基地等）が考えられます。

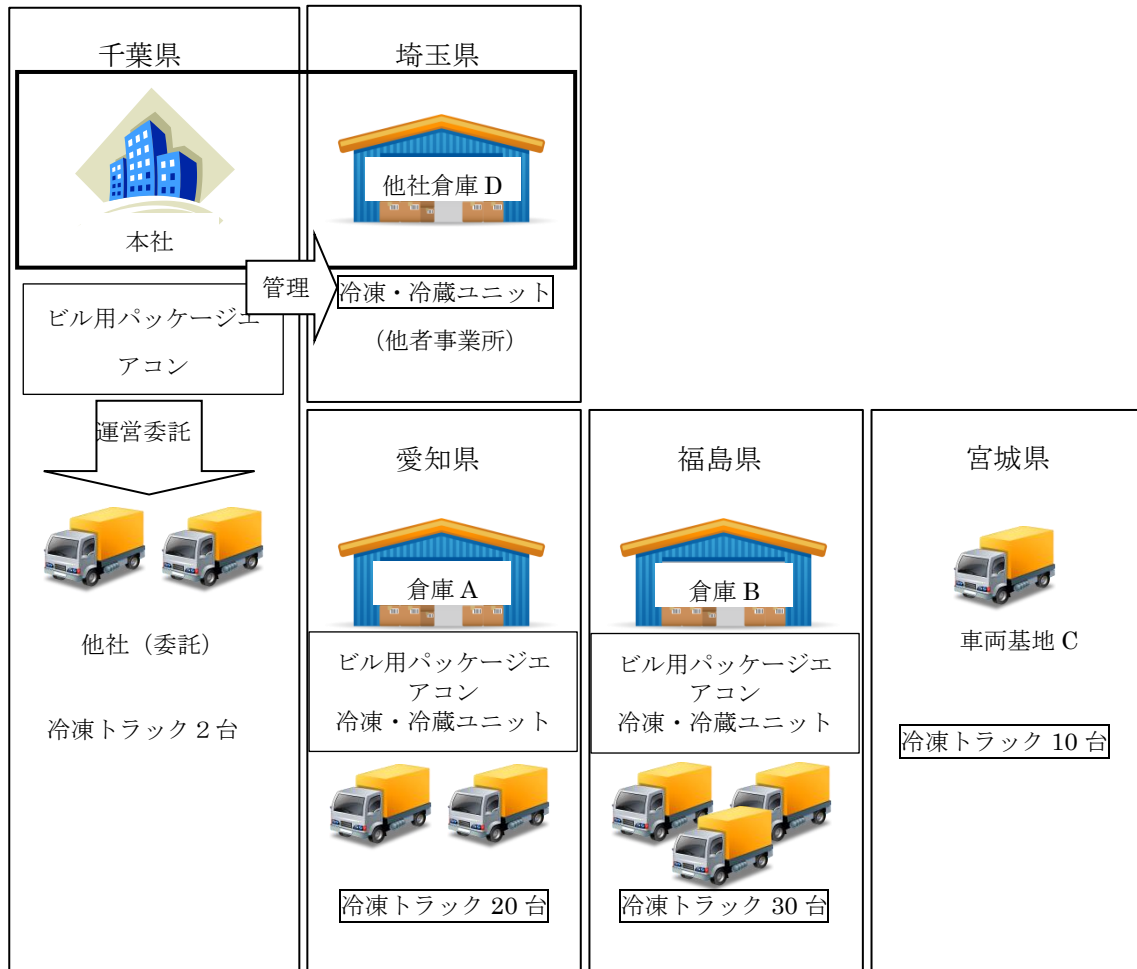
(1) 想定する事業者の概要

ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

倉庫業を主な事業としており、事業所として本社1ヶ所、物流拠点として倉庫を2ヶ所（移動体を保有）、車両基地を1ヶ所（移動体を保有）所有している。

- ・ 本社は自社所有で、ビル用パッケージエアコンを使用している。また他社の倉庫に設置している冷凍・冷蔵ユニットを管理している。また商品搬送の冷凍トラックを他社に2台委託し、運搬している。
- ・ 倉庫 A は自社所有で、冷凍トラックを 20 台保有しており、冷凍トラックを管理する車両基地としても機能している。倉庫内ではビル用パッケージエアコンと冷凍・冷蔵ユニットを使用している。
- ・ 倉庫 B は自社所有で、冷凍トラックを 30 台保有しており、冷凍トラックを管理する車両基地としても機能している。倉庫内ではビル用パッケージエアコンと冷凍・冷蔵ユニットを使用している。
- ・ 車両基地 C は冷凍トラックを 10 台駐車するスペースを設けている。簡易な整備場を兼ねており、これらの冷凍トラック管理場所として社内登録されている。
- ・ また、他者が所有する倉庫 D において、冷凍倉庫（冷凍・冷蔵ユニット）の運営を行っている。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、すべて充填・回収証明書の入手により把握するものとしている。



※報告対象の第一種特定製品

(2) 算定・報告の対象範囲（自らが管理する第一種特定製品の特定）

この倉庫業者における算定・報告の対象範囲としては、次のようなものが考えられます。

本社におけるビル用パッケージエアコン、自社倉庫に設置している自己所有の冷凍・冷蔵ユニット、自社倉庫及び車両基地で保有する冷凍トラックは管理者として報告対象になります。他社倉庫 D において、冷凍・冷蔵ユニットを所有して冷凍倉庫の運営を行っているため、当該ユニットの漏えい量は、自社の漏えい量として報告します。なお、他社倉庫 D は埼玉県にあるため、埼玉県の漏えい量として報告します。他社に委託して商品移送を行っている千葉県の冷凍トラック 2 台については、他社管理のため報告の対象外です。

表Ⅳ-1-13 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品	
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態
事務所	本社	千葉県	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内
物流拠点	他社倉庫 D	埼玉県	他者所有	冷凍・冷蔵ユニット	他者事業所
物流拠点	倉庫 A	愛知県	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内
				冷凍冷蔵ユニット	事業所内
				トラック用冷凍機 20 台	移動体（商品搬出用トラック）
	倉庫 B	福島県	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内
				冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				トラック用冷凍機 30 台	移動体（商品搬出用トラック）
	車両基地 C	宮城県	自己所有	トラック用冷凍機 10 台	移動体（商品搬出用トラック）

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この倉庫業者は、自らが倉庫及び移動体において所有する第一種特定製品の整備を、整備者（メーカー）に委託しており、整備者は充填回収業者に充填・回収を委託しています。

これらの整備業者（メーカー）は、充填・回収業者に対して、自らが管理者であること、及び充填・回収証明書を自らの担当部署宛てに発行することを周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は自らの適切な部署に届き、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができています。

(4) 漏えい量の算定

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、表Ⅳ-1-14 に示すとおり、充填・回収証明書から入手した冷媒の充填量と整備時回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。（なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません）。該当年度に充填・回収⁴がなかった場合は、それぞれ 0 と記録します。

表Ⅳ-1-14 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP(t-CO ₂ /t)	算定漏えい量(t-CO ₂)
事務所	本社	ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	610	0	610	1,760	1,073.6
		本社合計							1,073.6
物流拠点	倉庫 A	ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	0.1	0	0.1	1,760	0.176
		冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-410A	10	0	10	1,920	19.2
		トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	5	0	5	3,940	19.7
		倉庫 A 合計							39.076
	倉庫 B	ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	0	0	0	1,760	0
		冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-410A	10	0	10	1,920	19.2
		トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	0	0	0	3,940	0
		倉庫 B 合計							19.2
	車両基地 C	トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-134a	10	0	10	1,300	13
		車両基地 C 合計							13
	他社倉庫 D	冷凍・冷蔵ユニット	他者事業所	R-404A	5	0	5	3,940	19.7
		他社倉庫 D 合計							19.7

算定の結果、本社は算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上であるため、特定事業所となります。なお、事業所外（他社）にある管理機器の漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上となっても、事業所外（他社）が自社の所有する特定事業所とはみなしません。特定事業所は様式第 1 の第 2 表及び別紙に情報を記入する必要があります。（特定事業所に関する様式への記載方法は後述します）

⁴ 同一機器について一連の回収・充填作業（整備）を含む場合は、Ⅱ-24 ページ下線部参照。

第Ⅳ編 付 録

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別／都道府県別に報告する必要があるため、表Ⅳ-1-15 に示すとおり、冷媒種類別／都道府県別の集計を行う必要もあります。

表Ⅳ-1-15 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-134a		R-404A		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	
千葉県	本社	610	1,073.6							1,073.6
	合計	610	1,073.6							
埼玉県	他社倉庫D					5	19.7			19.7
	合計					5	19.7			
愛知県	倉庫A	0.1	0.176			5	19.7	10	19.2	39.076
	合計	0.1	0.176			5	19.7	10	19.2	
福島県	倉庫B	0	0			0	0	10	19.2	19.2
	合計	0	0			0	0	10	19.2	
宮城県	車両基地C			10	13					13
	合計			10	13					
全国計		610.1	1,073.776	10	13	10	39.4	20	38.4	1,164.576

(5) 漏えい量の報告

この製造業者の事業は、事務所が「管理・補助的経済活動を行う事務所」となり、物流拠点拠点が「倉庫業」となり、いずれも事業所管省庁は国土交通省であるため、国土交通省にフロン類算定漏えい量等の報告書を提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下表のようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てして整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表Ⅳ-1-16 様式第1 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22		②R-134a		③R-404A		④R-410A		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	1,104	610	14	10	39	10	41	20			1,199
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. 千葉県	1,104	610									1,104
2. 埼玉県					19	5					19
3. 愛知県	0	0			19	5	20	10			40
4. 福島県	0	0			0	0	20	10			20
5. 宮城県			14	10							14

第Ⅳ編 付 録

また、本社については、年度内の算定漏えい量が 1,000t-CO₂ を超えるため、特定事業所となります。

特定事業所については、様式第 1 の「第 2 表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧」に特定事業所の名称、特定事業所の所在地、特定事業所において行われている事業を記載するとともに、(別紙)【特定事業所単位の報告】に必要事項を記載し、提出します。

(別紙)【特定事業所単位の報告】の「別紙第 1 表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量」については、下表のとおり算定漏えい量を記載します。

表Ⅳ-1-17 様式第 1 別紙第 1 表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22	②	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t-CO ₂)	1,073					1,073
実漏えい量 (kg)	610					

2. 関連法規

2.1 フロン排出抑制法関連

ここでは、表Ⅳ-2-1 に記載するフロン類算定漏えい量の報告・公表制度に関する法律、政令、省令及び告示の条文を示します。なお、法律、施行令及び施行規則については、この制度に関する部分の抜粋を示します。また、法律、政令、省令及び告示における主な項目について、対応する条項の関係を表Ⅳ-2-2 に示します。

表Ⅳ-2-1 フロン排出抑制法関連法令等一覧

	法令名	法令の概要	ページ
(1)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号)	フロン類算定漏えい量の報告・公表制度を規定している法律	Ⅳ-27
(2)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 396 号)	フロン類算定漏えい量の情報開示の手数料等を規定している施行令	Ⅳ-35
(3)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 (平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号)	報告された算定漏えい量の環境大臣・経済産業大臣による記録・集計・公表方法を規定している省令	Ⅳ-36
(4)	フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令 (平成 26 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 2 号)	算定漏えい量等の算定・報告方法等を規定している命令	Ⅳ-39
(5)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 1 条第 3 項及び第 14 条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第 2 条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件 (令和 5 年経済産業省、環境省告示第 3 号)	フロン類 GWP 告示 ¹	Ⅳ-43

¹ 2023 年 4 月 1 日から新たなフロン類 GWP 告示が施行され、混合冷媒の種類が追加されたほか、2023 年度実績（2024 年度に報告）から算定漏えい量等報告に用いる全ての冷媒の GWP 値が変更になりました。

表Ⅳ-2-2 フロン排出抑制法関連法令等一覧

項 目	(1)法律	(2)施行令	(3)施行規則	(4)報告命令	(5)フロン類 GWP 告示
管理者の責務	第 5 条				
管理者の判断基準	第 16 条				
報告義務	第 19 条			第 3 条 第 5 条	
算定方法				第 2 条	別表第 1 別表第 2
報告方法				第 4 条	
環境大臣・経済産業 大臣による記録・集 計・公表	第 20 条		第 3 条 第 4 条 第 5 条 第 6 条 第 7 条		
事業所管大臣及び都 道府県知事による集 計・公表	第 20 条			第 8 条	
開示請求	第 21 条				
主務大臣による開示 の義務	第 22 条				
情報の提供	第 23 条			第 6 条	
技術的助言等	第 24 条				
開示手数料	第 25 条	第 4 条			
磁気ディスクでの報 告等	第 26 条			第 7 条	
第一種特定製品整備 者の充填の委託義務	第 37 条		第 15 条 第 16 条		
第一種特定製品整備 者の引渡義務等	第 39 条		第 22 条 第 23 条		
電子情報処理組織の 使用	第 38 条 第 40 条		第 19 条 第 26 条		
主務大臣等	第 100 条				
罰則	第 109 条				

- (1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）（抄）
（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。）その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

一 フロン類使用製品を使用すること。

二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。

三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

10 この法律において「第一種フロン類充填回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第 27 条第 1 項の登録を受けた者をいう。

（指定製品及び特定製品の管理者の責務）

第 5 条 指定製品の管理者は、第 3 条第 1 項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

2 特定製品の管理者は、第 3 条第 1 項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

（第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項）

第 16 条 主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

（フロン類算定漏えい量等の報告等）

第 19 条 第一種特定製品の管理者（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣（以下この節及び第 100 条において「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者の管理第一種特定製品の使用等を当該連鎖化事業者の管理第一種特定製品の使用等とみなして、前項の規定を適用する。

3 事業所管大臣は、第 1 項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

(報告事項の記録等)

第 20 条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第 3 項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下この節において「ファイル記録事項」という。）のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。

5 事業所管大臣及び都道府県知事は、第 2 項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。

(開示請求権)

第 21 条 何人も、前条第 4 項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求（以下この項及び次条において「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 開示請求に係る事業所又は第一種特定製品の管理者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第 22 条 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第 23 条 第一種特定製品の管理者は、主務省令で定めるところにより、第 19 条第 1 項の規定による報告に添えて、第 20 条第 4 項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係るフロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより第 20 条第 1 項に規定するファイルに記録するものとする。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。
- 5 前 2 条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

(技術的助言等)

第 24 条 主務大臣は、フロン類算定漏えい量の算定の適正な実施の確保又は自主的なフロン類の排出の抑制その他第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進に資するため、第一種特定製品の管理者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(手数料)

第 25 条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(磁気ディスクによる報告等)

第 26 条 事業所管大臣は、第 19 条第 1 項の規定による報告については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）により行わせることができる。

- 2 主務大臣は、第 21 条第 1 項（第 23 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による請求又は第 22 条（第 23 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

第 37 条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。

- 2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第 76 条第 1 項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用して

いる場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

- 3 第一種フロン類充填回収業者（第1項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第1項、第47条第1項から第3項まで並びに第49条第1項、第2項、第6項及び第8項において同じ。）は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。
- 4 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行ったときは、フロン類の充填を証する書面（以下この項及び次条第1項において「充填証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充填証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

- 第38条 第一種フロン類充填回収業者（その使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。）は、第一種特定製品にフロン類を充填する場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を充填した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、充填した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、同条第4項の規定にかかわらず、充填証明書を交付することを要しない。
- 2 情報処理センターは、前項の規定による登録が行われたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該登録が行われたフロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に、当該登録に係る事項を通知するものとする。
 - 3 情報処理センターは、第1項の規定による登録に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該登録が行われた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（第一種特定製品整備者の引渡義務等）

- 第39条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。
- 2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名

又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に通知しなければならない。

- 3 第一種フロン類充填回収業者（第1項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第6項、次条第1項、第46条、第47条第1項から第3項まで、第48条、第49条第1項、第2項及び第6項から第8項まで、第59条第1項及び第2項、第60条第2項、第62条第3項及び第5項、第69条第1項及び第5項、第70条第1項及び第2項、第71条第2項、第73条第2項及び第4項並びに第75条において同じ。）は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第44条第2項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。
- 4 第一種特定製品整備者は、第1項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第37条第1項本文の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。
- 5 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。
- 6 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面（以下この項及び次条第1項において「回収証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

- 第40条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する場合（当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第38条第2項及び第3項において同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。）において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第6項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。
- 2 第38条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項」とあるのは、「第40条第1項及び前2項」と読み替えるものとする。

(充填量及び回収量の記録等)

第 47 条 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。第 3 項において同じ。）、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第 50 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(指定)

第 76 条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第 77 条 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第 38 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による登録に係る事務（次号において「登録事務」という。）を電子情報処理組織により処理すること。

二 登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第 38 条第 2 項（第 40 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに第 38 条第 3 項（第 40 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(主務大臣等)

第 100 条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

四 第 21 条第 1 項の規定による請求、第 22 条の規定による開示及び第 24 条の規定による技術的助言等に関する事項並びに第 26 条第 2 項に定める事項 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

三 第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条第 1 項並びに第 26 条の主務省令 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令

(罰則)

第 109 条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第 19 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則 (平成 25 年法律第 39 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 10 条の規定 公布の日

二 次条及び附則第 3 条の規定 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

第Ⅳ編 付 録

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（抄）

（平成 13 年政令第 396 号）

（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（手数料の額等）

第 4 条 法第 25 条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 用紙に出力したものの交付 用紙 1 枚につき 10 円

二 光ディスク（日本工業規格 X060 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの交付 1 枚につき 60 円に 0.2 メガバイトまでごとに 240 円（法第 21 条第 2 項の開示請求（次号において「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあっては、40 メガバイトまでごとに 260 円）を加えた額

三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限り。） 0.2 メガバイトまでごとに 120 円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあっては、40 メガバイトまでごとに 170 円）

2 手数料は、法第 21 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。

3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

附 則 （平成 27 年政令第 114 号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

(3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（抄）

（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）

（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（用語及び種類）

第 1 条 この省令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格 817 等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第 8 条、第 9 条、第 41 条（第 44 条において準用する場合を含む。）、第 49 条、第 51 条、第 52 条、第 72 条、第 75 条、様式第 1、様式第 3、様式第 4 及び様式第 8 においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

4 特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の種類は、当該設備によって回収することが可能なフロン類の種類の別又はこれらの組合せによるものとする。

（報告事項のファイルへの記録の方法）

第 3 条 法第 20 条第 1 項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

（報告事項の通知の方法）

第 4 条 法第 20 条第 2 項の規定による通知は、同条第 1 項の規定により当該年度（年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）にファイルに記録された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定漏えい者（フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成 26 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 2 号。次条において「報告命令」という。）第 3 条に規定する特定漏えい者をいう。次条から第 7 条までにおいて同じ。）に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。

（フロン類算定漏えい量の集計の方法）

第 5 条 法第 20 条第 3 項の規定による特定漏えい者に係るフロン類算定漏えい量の集計は、法第 19 条第 3 項の規定により通知されたフロン類算定漏えい量及び当該フロン類算定漏えい量のうち報告命令第 4 条第 2 項第六号に掲げる特定事業所に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計するとともに、更に当該項目について、フロン類の種類ごとに区分

して集計することによって行うものとする。

- 一 企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。）
- 二 業種
- 三 都道府県

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報のファイルへの記録の方法）

第6条 法第23条第3項の規定によるファイルへの記録は、同条第1項の規定により情報を提供した特定漏えい者の当該ファイルへの記録についての同意を得て、法第20条第1項の規定によるファイルへの記録と一体的に行うものとする。

2 法第23条第3項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の通知及び公表の方法）

第7条 法第23条第4項の規定による通知は、同条第3項の規定により当該年度にファイルに記録された情報のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定漏えい者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により、法第20条第2項の規定による通知と一体的に行うものとする。

2 法第23条第4項の規定による公表は、同条第1項の規定により情報を提供した特定漏えい者の当該公表についての同意を得て、法第20条第4項の規定による公表と一体的に行うものとする。

（充填証明書の記載事項）

第15条 法第37条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填した場合を含む。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 充填証明書の交付年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

（充填証明書の交付）

第16条 法第37条第4項の規定による充填証明書の交付は、次により行うものとする。

第Ⅳ編 付 録

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が充填証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 二 フロン類を充填した日から 30 日以内に交付すること。

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録事項)

第 19 条 法第 38 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 情報処理センターへの登録年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

(回収証明書の記載事項)

第 22 条 第 15 条第一号から第七号までの規定は、法第 39 条第 6 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 15 条第一号から第四号まで、第六号及び第七号中「充填した」とあるのは「回収した」と、同条第五号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と読み替えるものとする。

(回収証明書の交付)

第 23 条 第 16 条の規定は、法第 39 条第 6 項の規定による回収証明書の交付について準用する。この場合において、第 16 条第一号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と、同条第二号中「充填した」とあるのは「回収した」と読み替えるものとする。

(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録事項)

第 26 条 第 19 条第一号から第七号までの規定は、法第 40 条第 1 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 19 条第二号から第四号まで、第六号及び第七号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

附 則 (平成 28 年経済産業省、環境省令第 2 号)

この省令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(4) フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令

(平成 26 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 2 号)

(フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋)

(用語)

第 1 条 この命令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(フロン類算定漏えい量の算定の方法)

第 2 条 法第 19 条第 1 項（同条第 2 項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める方法は、第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品（その者が連鎖化事業者である場合にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（第 5 条第 2 項において「連鎖化事業」という。）の加盟者が管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって第 5 条で定めるものに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品を含む。）について、フロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）第 1 条第 3 項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及び第 4 条第 2 項において同じ。）ごとに、第一号に掲げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量（第 4 条第 2 項第五号及び第六号において「実漏えい量」という。）に、第三号に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量（トンで表した量をいう。）を合計する方法とする。

一 前年度（年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。次号及び第 4 条第 2 項において同じ。）において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において当該管理第一種特定製品に冷媒として充填したフロン類の量（当該管理第一種特定製品の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）の合計量（キログラムで表した量をいう。次号において同じ。）

二 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において回収したフロン類の量の合計量

三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。）

(特定漏えい者)

第 3 条 法第 19 条第 1 項の主務省令で定める者（以下「特定漏えい者」という。）は、前条に定める方法により算定されたフロン類算定漏えい量が千トン以上である者とする。

(フロン類算定漏えい量等の報告の方法等)

第4条 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、毎年度7月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 特定漏えい者において行われる事業
 - 三 前年度におけるフロン類算定漏えい量
 - 四 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量
 - 五 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
 - 六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの（以下この号において「特定事業所」という。）があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる事項
 - イ 特定事業所の名称及び所在地
 - ロ 特定事業所において行われる事業
 - ハ 前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量
 - ニ 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量
 - ホ 前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量
- 3 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、法第23条第1項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。
- 4 二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。
- 5 第1項に規定する報告書の様式は、様式第1によるものとする。

（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）

第5条 法第19条第2項の主務省令で定める事項は、加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

2 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供）

第6条 特定漏えい者が行う法第23条第1項の規定による情報の提供は、第4条第1項に規定する報告書に、様式第2による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第7条 磁気ディスクにより法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供をしようとする者は、第4条第1項及び前条の規定にかかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき事項を記録した磁気ディスク及び様式第3による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

2 磁気ディスクにより法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求をしようとする者は、法第21条第2項各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第3による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第8条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第22条（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複製したものの交付をしなければならない。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第9条 この命令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条、第11条及び第12条において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる申請等（情報通信技術利用法第2条第六号に規定する申請等をいう。）は、法第19条第1項の規定による報告及び法第23条第1項の規定による提供（以下「報告等」という。）とする。

（事前届出）

第10条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、様式第4による電子情報処理組織使用届出書を環境大臣又は経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした特定漏えい者に識別符号を付与するものとする。

3 第1項の届出をした特定漏えい者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第5又は様式第6によりその旨を環境大臣又は経済産業大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣又は経済産業大臣は、第1項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（報告等の入力事項等）

第11条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、当該報告等を書面等（情報通信技術利用法第2条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第2項の規定により付与された識別符号及び当該特定漏えい者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、

第Ⅳ編 付 録

当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

(報告等において名称を明らかにする措置)

第 12 条 報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第 2 条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第 3 条第 4 項に規定する主務省令で定めるものは、第 10 条第 2 項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

附 則（平成 28 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）

この命令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- (5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 1 条第 3 項及び第 14 条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第 2 条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（フロン類 GWP 告示）²
（令和 5 年経済産業省、環境省告示第 3 号）

（フロン類の種類及び係数）

第 1 条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 1 条第 3 項の規定に基づき、国際標準化機構の規格 817 等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類（以下「告示種類」という。）は、別表第一の第一欄に掲げるとおりとし、規則第 14 条第五号に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「規則告示係数」という。）は、同表の第一欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとし、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第 2 条第三号の規定に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「算定漏えい量等報告告示係数」という。）は、同表の第一欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。ただし、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項で規定するフロン類のうち、同表の第一欄に掲げられていない物質については、告示種類は「その他フロン類」とし、規則告示係数及び算定漏えい量等報告告示係数は零とみなす。

（混合冷媒の種類及び係数）

第 2 条 前条の規定にかかわらず、特定製品の冷媒として使用するために別表第一の第一欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び当該物質を他の物質と混和したもの（以下「混合冷媒」という。）については、告示種類は、別表第二の第一欄に掲げるとおりとし、規則告示係数は、同表の第一欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとし、算定漏えい量等報告告示係数は、同表の第一欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

² フロン類 GWP 告示は 2023 年 4 月 1 日に改正されました。本項に示す冷媒の種類及び GWP 値は、2023 年度実績（2024 年度に報告）以降の算定漏えい量の算定に適用されるものです。2022 年度実績（2023 年度に報告）までの算定漏えい量の算定においては、表Ⅱ-3-2 に示す改正前のフロン類 GWP 告示による冷媒の種類及び GWP 値を適用してください。

第Ⅳ編 付 録

附 則 抄

- 1 法第 19 条第 1 項、第 60 条第 3 項及び第 71 条第 3 項に基づく報告並びに法第 20 条第 3 項に基づく集計に係るこの告示の規定は、令和 6 年度以降に行う当該各項に規定する報告及び集計について適用し、令和 5 年度に行う報告及び集計については、なお従前の例による。

別表第一（第 1 条関係）

（※第二欄は省略）

	第一欄	第三欄
1	R-11（トリクロロフルオロメタン）	4,660
2	R-12（ジクロロジフルオロメタン）	10,200
3	R-13（クロロトリフルオロメタン）	13,900
4	R-22（クロロジフルオロメタン）	1,760
5	R-23（トリフルオロメタン）	12,400
6	R-32（ジフルオロメタン）	677
7	R-113（トリクロロトリフルオロエタン）	5,820
8	R-114（ジクロロテトラフルオロエタン）	8,590
9	R-115（クロロペンタフルオロエタン）	7,670
10	R-123（ジクロロトリフルオロエタン）	79
11	R-124（クロロテトラフルオロエタン）	527
12	R-125（1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン）	3,170
13	R-134a（1・1・1・2-テトラフルオロエタン）	1,300
14	R-141b（1・1・ジクロロ-1-フルオロエタン）	782
15	R-142b（1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン）	1,980
16	R-143a（1・1・1-トリフルオロエタン）	4,800
17	R-152a（1・1-ジフルオロエタン）	138
18	R-227ea（1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン）	3,350
19	R-236fa（1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン）	8,060
20	R-245fa（1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン）	858

別表第二（第 2 条関係）

（※第二欄は省略）

	第一欄	第三欄
1	R-401A	1,130
2	R-401B	1,240
3	R-401C	876
4	R-402A	2,570
5	R-402B	2,260
6	R-403A	1,320
7	R-403B	986
8	R-404A	3,940

第Ⅳ編 付 録

9	R-406A	1,780
10	R-407A	1,920
11	R-407B	2,550
12	R-407C	1,620
13	R-407D	1,490
14	R-407E	1,420
15	R-407F	1,670
16	R-407G	1,330
17	R-407H	1,380
18	R-407I	1,340
19	R-408A	3,260
20	R-409A	1,480
21	R-409B	1,470
22	R-410A	1,920
23	R-410B	2,050
24	R-411A	1,560
25	R-411B	1,660
26	R-412A	1,730
27	R-413A	1,140
28	R-414A	1,370
29	R-414B	1,270
30	R-415A	1,470
31	R-415B	544
32	R-416A	975
33	R-417A	2,130
34	R-417B	2,740
35	R-417C	1,640
36	R-418A	1,690
37	R-419A	2,690
38	R-419B	2,160
39	R-420A	1,380
40	R-421A	2,380
41	R-421B	2,850
42	R-422A	2,850
43	R-422B	2,290
44	R-422C	2,790
45	R-422D	2,470

第Ⅳ編 付 録

46	R-422E	2,350
47	R-423A	2,270
48	R-424A	2,210
49	R-425A	1,370
50	R-426A	1,430
51	R-427A	2,020
52	R-427B	2,320
53	R-427C	1,960
54	R-428A	3,420
55	R-429A	14
56	R-430A	105
57	R-431A	40
57	R-434A	3,080
59	R-435A	28
60	R-437A	1,640
61	R-438A	2,060
62	R-439A	1,830
63	R-440A	156
64	R-442A	1,750
65	R-444A	88
66	R-444B	295
67	R-445A	117
68	R-446A	460
69	R-447A	571
70	R-447B	714
71	R-448A	1,270
72	R-449A	1,280
73	R-449B	1,300
74	R-449C	1,150
75	R-450A	546
76	R-451A	133
77	R-451B	146
78	R-452A	1,940
79	R-452B	676
80	R-452C	2,020
81	R-453A	1,640
82	R-454A	237

第Ⅳ編 付 録

83	R-454B	467
84	R-454C	146
85	R-455A	146
86	R-456A	626
87	R-457A	138
88	R-458A	1,560
89	R-459A	460
90	R-459B	142
91	R-460A	1,910
92	R-460B	1,240
93	R-460C	694
94	R-461A	2,570
95	R-462A	2,060
96	R-463A	1,380
97	R-464A	1,240
98	R-465A	142
99	R-466A	696
100	R-468A	146
101	R-500	7,560
102	R-501	3,870
103	R-502	4,790
104	R-507A	3,990
105	R-508A	4,840
106	R-508B	5,700
107	R-509A	774
108	R-512A	196
109	R-513A	572
110	R-513B	540
111	R-515A	402
112	R-515B	298
113	R-516A	130
114	その他混合冷媒	混合冷媒中の別表第一の第一欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格5149/1に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る基づく当該物質の混和の割合に係る別表第一の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
A 農業、林業				
		01	農業	
		010	管理、補助的経済活動を行う事業所（01農業）	
		0100	主として管理事務を行う本社等	
		0109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		011	耕種農業	
		0111	米作農業	
		0112	米作以外の穀作農業	
		0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）	
		0114	果樹作農業	
		0115	花き作農業	
		0116	工芸農作物農業	
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業	
		0119	その他の耕種農業	
		012	畜産農業	
		0121	酪農業	
		0122	肉用牛生産業	
		0123	養豚業	
		0124	養鶏業	
		0125	畜産類似業	
		0126	養蚕農業	
		0129	その他の畜産農業	
		013	農業サービス業（園芸サービス業を除く）	
		0131	穀作サービス業	
		0132	野菜作・果樹作サービス業	
		0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業	
		0134	畜産サービス業（獣医業を除く）	
		014	園芸サービス業	
		0141	園芸サービス業	
		02	林業	
		020	管理、補助的経済活動を行う事業所（02林業）	
		0200	主として管理事務を行う本社等	
		0209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		021	育林業	
		0211	育林業	
		022	素材生産業	
		0221	素材生産業	
		023	特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	
		0231	製薪炭業	
		0239	その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	
		024	林業サービス業	
		0241	育林サービス業	
		0242	素材生産サービス業	
		0243	山林種苗生産サービス業	
		0249	その他の林業サービス業	
		029	その他の林業	
		0299	その他の林業	
		B	漁業	
		03	漁業（水産養殖業を除く）	
		030	管理、補助的経済活動を行う事業所（03漁業）	
		0300	主として管理事務を行う本社等	
		0309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		031	海面漁業	
		0311	底びき網漁業	
		0312	まき網漁業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
B	漁業〔つづき〕			
	03	漁業（水産養殖業を除く）〔つづき〕		
		031	海面漁業〔つづき〕	
			0313	刺網漁業
			0314	釣・はえ縄漁業
			0315	定置網漁業
			0316	地びき網・船びき網漁業
			0317	採貝・採藻業
			0318	捕鯨業
			0319	その他の海面漁業
		032	内水面漁業	
			0321	内水面漁業
	04	水産養殖業		
		040	管理、補助的経済活動を行う事業所（04水産養殖業）	
			0400	主として管理事務を行う本社等
			0409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		041	海面養殖業	
			0411	魚類養殖業
			0412	貝類養殖業
			0413	藻類養殖業
			0414	真珠養殖業
			0415	種苗養殖業
			0419	その他の海面養殖業
		042	内水面養殖業	
			0421	内水面養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業			
	05	鉱業、採石業、砂利採取業		
		050	管理、補助的経済活動を行う事業所（05鉱業、採石業、砂利採取業）	
			0500	主として管理事務を行う本社等
			0509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		051	金属鉱業	
			0511	金・銀鉱業
			0512	鉛・亜鉛鉱業
			0513	鉄鉱業
			0519	その他の金属鉱業
		052	石炭・亜炭鉱業	
			0521	石炭鉱業（石炭選別業を含む）
			0522	亜炭鉱業
		053	原油・天然ガス鉱業	
			0531	原油鉱業
			0532	天然ガス鉱業
		054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	
			0541	花こう岩・同類似岩石採石業
			0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業
			0543	安山岩・同類似岩石採石業
			0544	大理石採石業
			0545	ぎょう灰岩採石業
			0546	砂岩採石業
			0547	粘板岩採石業
			0548	砂・砂利・玉石採取業
			0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
		055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）	
			0551	耐火粘土鉱業
			0552	ろう石鉱業
			0553	ドロマイト鉱業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
C	鉱業、採石業、砂利採取業〔つづき〕			
	05	鉱業、採石業、砂利採取業〔つづき〕		
		055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）〔つづき〕	
			0554	長石鉱業
			0555	けい石鉱業
			0556	天然けい砂鉱業
			0557	石灰石鉱業
			0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
		059	その他の鉱業	
			0591	酸性白土鉱業
			0592	ベントナイト鉱業
			0593	けいそう土鉱業
			0594	滑石鉱業
			0599	他に分類されない鉱業
D	建設業			
	06	総合工事業		
		060	管理、補助的経済活動を行う事業所（06総合工事業）	
			0600	主として管理事務を行う本社等
			0609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		061	一般土木建築工事業	
			0611	一般土木建築工事業
		062	土木工事業（舗装工事業を除く）	
			0621	土木工事業（別掲を除く）
			0622	造園工事業
			0623	しゅんせつ工事業
		063	舗装工事業	
			0631	舗装工事業
		064	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
			0641	建築工事業（木造建築工事業を除く）
		065	木造建築工事業	
			0651	木造建築工事業
		066	建築リフォーム工事業	
			0661	建築リフォーム工事業
	07	職別工事業（設備工事業を除く）		
		070	管理、補助的経済活動を行う事業所（07職別工事業）	
			0700	主として管理事務を行う本社等
			0709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		071	大工工事業	
			0711	大工工事業（型枠大工工事業を除く）
			0712	型枠大工工事業
		072	とび・土工・コンクリート工事業	
			0721	とび工事業
			0722	土工・コンクリート工事業
			0723	特殊コンクリート工事業
		073	鉄骨・鉄筋工事業	
			0731	鉄骨工事業
			0732	鉄筋工事業
		074	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	
			0741	石工工事業
			0742	れんが工事業
			0743	タイル工事業
			0744	コンクリートブロック工事業
		075	左官工事業	
			0751	左官工事業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
D 建設業 [つづき]				
07 職別工事業（設備工事業を除く） [つづき]				
076 板金・金物工事業				
0761 金属製屋根工事業				
0762 板金工事業				
0763 建築金物工事業				
077 塗装工事業				
0771 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）				
0772 道路標示・区画線工事業				
078 床・内装工事業				
0781 床工事業				
0782 内装工事業				
079 その他の職別工事業				
0791 ガラス工事業				
0792 金属製建具工事業				
0793 木製建具工事業				
0794 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）				
0795 防水工事業				
0796 解体・はつり工事業				
0799 他に分類されない職別工事業				
08 設備工事業				
080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08設備工事業）				
0800 主として管理事務を行う本社等				
0809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
081 電気工事業				
0811 一般電気工事業				
0812 電気配線工事業				
082 電気通信・信号装置工事業				
0821 電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）				
0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業				
0823 信号装置工事業				
083 管工事業（さく井工事業を除く）				
0831 一般管工事業				
0832 冷暖房設備工事業				
0833 給排水・衛生設備工事業				
0839 その他の管工事業				
084 機械器具設置工事業				
0841 機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）				
0842 昇降設備工事業				
089 その他の設備工事業				
0891 築炉工事業				
0892 熱絶縁工事業				
0893 道路標識設置工事業				
0894 さく井工事業				
E 製造業				
09 食料品製造業				
090 管理、補助的経済活動を行う事業所（09食料品製造業）				
0900 主として管理事務を行う本社等				
0909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
091 畜産食料品製造業				
0911 部分肉・冷凍肉製造業				
0912 肉加工品製造業				
0913 処理牛乳・乳飲料製造業				
0914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）				
0919 その他の畜産食料品製造業				

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業	[つづき]		
	09	食料品製造業	[つづき]	
		092	水産食料品製造業	
		0921	水産缶詰・瓶詰製造業	
		0922	海藻加工業	
		0923	水産練製品製造業	
		0924	塩干・塩蔵品製造業	
		0925	冷凍水産物製造業	
		0926	冷凍水産食品製造業	
		0929	その他の水産食料品製造業	
		093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
		0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）	
		0932	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）	
		094	調味料製造業	
		0941	味そ製造業	
		0942	しょう油・食用アミノ酸製造業	
		0943	ソース製造業	
		0944	食酢製造業	
		0949	その他の調味料製造業	
		095	砂糖・でんぷん糖類製造業	
		0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）	
		0952	砂糖精製業	
		0953	でんぷん糖類製造業	
		096	精穀・製粉業	
		0961	精米・精麦業	
		0962	小麦粉製造業	
		0969	その他の精穀・製粉業	
		097	パン・菓子製造業	
		0971	パン製造業	
		0972	生菓子製造業	
		0973	ビスケット類・干菓子製造業	
		0974	米菓製造業	
		0979	その他のパン・菓子製造業	
		098	動植物油脂製造業	
		0981	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）	
		0982	食用油脂加工業	
		099	その他の食料品製造業	
		0991	でんぷん製造業	
		0992	めん類製造業	
		0993	豆腐・油揚げ製造業	
		0994	あん類製造業	
		0995	冷凍調理食品製造業	
		0996	そう（惣）菜製造業	
		0997	すし・弁当・調理パン製造業	
		0998	レトルト食品製造業	
		0999	他に分類されない食料品製造業	
	10	飲料・たばこ・飼料製造業		
		100	管理、補助的経済活動を行う事業所（10飲料・たばこ・飼料製造業）	
		1000	主として管理事務を行う本社等	
		1009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		101	清涼飲料製造業	
		1011	清涼飲料製造業	
		102	酒類製造業	
		1021	果実酒製造業	
		1022	発泡性酒類製造業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業〔つづき〕			
	10	飲料・たばこ・飼料製造業〔つづき〕		
		102	酒類製造業〔つづき〕	
			1023	清酒製造業
			1024	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）
			1025	蒸留酒類製造業
			1026	混成酒類製造業
		103	茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）	
			1031	製茶業
			1032	コーヒー製造業
		104	製氷業	
			1041	製氷業
		105	たばこ製造業	
			1051	たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）
			1052	葉たばこ処理業
		106	飼料・有機質肥料製造業	
			1061	配合飼料製造業
			1062	単体飼料製造業
			1063	有機質肥料製造業
	11	繊維工業		
		110	管理、補助的経済活動を行う事業所（11繊維工業）	
			1100	主として管理事務を行う本社等
			1109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		111	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	
			1111	製糸業
			1112	化学繊維製造業
			1113	炭素繊維製造業
			1114	綿紡績業
			1115	化学繊維紡績業
			1116	毛紡績業
			1117	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）
			1118	かさ高加工糸製造業
			1119	その他の紡績業
		112	織物業	
			1121	綿・スフ織物業
			1122	絹・人絹織物業
			1123	毛織物業
			1124	麻織物業
			1125	細幅織物業
			1129	その他の織物業
		113	ニット生地製造業	
			1131	丸編ニット生地製造業
			1132	たて編ニット生地製造業
			1133	横編ニット生地製造業
		114	染色整理業	
			1141	綿・スフ・麻織物機械染色業
			1142	絹・人絹織物機械染色業
			1143	毛織物機械染色整理業
			1144	織物整理業
			1145	織物手加工染色整理業
			1146	綿状繊維・糸染色整理業
			1147	ニット・レース染色整理業
			1148	繊維雑品染色整理業
		115	網・網・レース・繊維粗製品製造業	
			1151	網製造業
			1152	漁網製造業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業〔つづき〕			
	11	繊維工業〔つづき〕		
		115	網・網・レース・繊維粗製品製造業〔つづき〕	
			1153	網地製造業（漁網を除く）
			1154	レース製造業
			1155	組ひも製造業
			1156	整毛業
			1157	フェルト・不織布製造業
			1158	上塗りした織物・防水した織物製造業
			1159	その他の繊維粗製品製造業
		116	外衣・シャツ製造業（和式を除く）	
			1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）
			1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
			1163	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）
			1164	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）
			1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）
			1166	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く）
			1167	ニット製アウターシャツ類製造業
			1168	セーター類製造業
			1169	その他の外衣・シャツ製造業
		117	下着類製造業	
			1171	織物製下着製造業
			1172	ニット製下着製造業
			1173	織物製・ニット製寝着類製造業
			1174	補整着製造業
		118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	
			1181	和装製品製造業（足袋を含む）
			1182	ネクタイ製造業
			1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
			1184	靴下製造業
			1185	手袋製造業
			1186	帽子製造業（帽体を含む）
			1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
		119	その他の繊維製品製造業	
			1191	寝具製造業
			1192	毛布製造業
			1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
			1194	帆布製品製造業
			1195	繊維製袋製造業
			1196	刺しゅう業
			1197	タオル製造業
			1198	繊維製衛生材料製造業
			1199	他に分類されない繊維製品製造業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）		
		120	管理、補助的経済活動を行う事業所（12木材・木製品製造業）	
			1200	主として管理事務を行う本社等
			1209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		121	製材業、木製品製造業	
			1211	一般製材業
			1212	単板（ベニヤ）製造業
			1213	木材チップ製造業
			1219	その他の特殊製材業
		122	造作材・合板・建築用組立材料製造業	
			1221	造作材製造業（建具を除く）
			1222	合板製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業〔つづき〕			
12	木材・木製品製造業（家具を除く）〔つづき〕			
122	造作材・合板・建築用組立材料製造業〔つづき〕			
1223	集成材製造業			
1224	建築用木製組立材料製造業			
1225	パーティクルボード製造業			
1226	繊維板製造業			
1227	銘木製造業			
1228	床板製造業			
123	木製容器製造業（竹、とうを含む）			
1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業			
1232	木箱製造業			
1233	たる・おけ製造業			
129	その他の木製品製造業（竹、とうを含む）			
1291	木材薬品処理業			
1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業			
1299	他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）			
13	家具・装備品製造業			
130	管理、補助的経済活動を行う事業所（13家具・装備品製造業）			
1300	主として管理事務を行う本社等			
1309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
131	家具製造業			
1311	木製家具製造業（漆塗りを除く）			
1312	金属製家具製造業			
1313	マットレス・組スプリング製造業			
132	宗教用具製造業			
1321	宗教用具製造業			
133	建具製造業			
1331	建具製造業			
139	その他の家具・装備品製造業			
1391	事務所用・店舗用装備品製造業			
1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業			
1393	鏡縁・額縁製造業			
1399	他に分類されない家具・装備品製造業			
14	パルプ・紙・紙加工品製造業			
140	管理、補助的経済活動を行う事業所（14パルプ・紙・紙加工品製造業）			
1400	主として管理事務を行う本社等			
1409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
141	パルプ製造業			
1411	パルプ製造業			
142	紙製造業			
1421	洋紙製造業			
1422	板紙製造業			
1423	機械すき和紙製造業			
1424	手すき和紙製造業			
143	加工紙製造業			
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）			
1432	段ボール製造業			
1433	壁紙・ふすま紙製造業			
144	紙製品製造業			
1441	事務用・学用紙製品製造業			
1442	日用紙製品製造業			
1449	その他の紙製品製造業			
145	紙製容器製造業			
1451	重包装紙袋製造業			

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業〔つづき〕			
14 パルプ・紙・紙加工品製造業〔つづき〕				
145 紙製容器製造業〔つづき〕				
1452 角底紙袋製造業				
1453 段ボール箱製造業				
1454 紙器製造業				
149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業				
1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業				
15 印刷・同関連業				
150 管理、補助的経済活動を行う事業所（15印刷・同関連業）				
1500 主として管理事務を行う本社等				
1509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
151 印刷業				
1511 オフセット印刷業（紙に対するもの）				
1512 オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）				
1513 紙以外の印刷業				
152 製版業				
1521 製版業				
153 製本業、印刷物加工業				
1531 製本業				
1532 印刷物加工業				
159 印刷関連サービス業				
1591 印刷関連サービス業				
16 化学工業				
160 管理、補助的経済活動を行う事業所（16化学工業）				
1600 主として管理事務を行う本社等				
1609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
161 化学肥料製造業				
1611 窒素質・りん酸質肥料製造業				
1612 複合肥料製造業				
1619 その他の化学肥料製造業				
162 無機化学工業製品製造業				
1621 ソーダ工業				
1622 無機顔料製造業				
1623 圧縮ガス・液化ガス製造業				
1624 塩製造業				
1629 その他の無機化学工業製品製造業				
163 有機化学工業製品製造業				
1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）				
1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）				
1633 発酵工業				
1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業				
1635 プラスチック製造業				
1636 合成ゴム製造業				
1639 その他の有機化学工業製品製造業				
164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業				
1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業				
1642 石けん・合成洗剤製造業				
1643 界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）				
1644 塗料製造業				
1645 印刷インキ製造業				
1646 洗浄剤・磨用剤製造業				
1647 ろうそく製造業				
165 医薬品製造業				
1651 医薬品原薬製造業				

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業	[つづき]		
	16	化学工業	[つづき]	
		165	医薬品製造業	[つづき]
			1652	医薬品製剤製造業
			1653	生物学的製剤製造業
			1654	生薬・漢方製剤製造業
			1655	動物用医薬品製造業
		166	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	
			1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）
			1662	頭髮用化粧品製造業
			1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
		169	その他の化学工業	
			1691	火薬類製造業
			1692	農薬製造業
			1693	香料製造業
			1694	ゼラチン・接着剤製造業
			1695	写真感光材料製造業
			1696	天然樹脂製品・木材化学製品製造業
			1697	試薬製造業
			1699	他に分類されない化学工業製品製造業
	17	石油製品・石炭製品製造業		
		170	管理、補助的経済活動を行う事業所（17石油製品・石炭製品製造業）	
			1700	主として管理事務を行う本社等
			1709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		171	石油精製業	
			1711	石油精製業
		172	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）	
			1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）
		173	コークス製造業	
			1731	コークス製造業
		174	舗装材料製造業	
			1741	舗装材料製造業
		179	その他の石油製品・石炭製品製造業	
			1799	その他の石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		
		180	管理、補助的経済活動を行う事業所（18プラスチック製品製造業）	
			1800	主として管理事務を行う本社等
			1809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		181	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	
			1811	プラスチック板・棒製造業
			1812	プラスチック管製造業
			1813	プラスチック継手製造業
			1814	プラスチック異形押出製品製造業
			1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
		182	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	
			1821	プラスチックフィルム製造業
			1822	プラスチックシート製造業
			1823	プラスチック床材製造業
			1824	合成皮革製造業
			1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
		183	工業用プラスチック製品製造業	
			1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
			1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
			1833	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
			1834	工業用プラスチック製品加工業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業〔つづき〕				
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）〔つづき〕				
184 発泡・強化プラスチック製品製造業				
1841 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）				
1842 硬質プラスチック発泡製品製造業				
1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業				
1844 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業				
1845 発泡・強化プラスチック製品加工業				
185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）				
1851 プラスチック成形材料製造業				
1852 廃プラスチック製品製造業				
189 その他のプラスチック製品製造業				
1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業				
1892 プラスチック製容器製造業				
1897 他に分類されないプラスチック製品製造業				
1898 他に分類されないプラスチック製品加工業				
19 ゴム製品製造業				
190 管理、補助的経済活動を行う事業所（19ゴム製品製造業）				
1900 主として管理事務を行う本社等				
1909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
191 タイヤ・チューブ製造業				
1911 自動車タイヤ・チューブ製造業				
1919 その他のタイヤ・チューブ製造業				
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業				
1921 ゴム製履物・同附属品製造業				
1922 プラスチック製履物・同附属品製造業				
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業				
1931 ゴムベルト製造業				
1932 ゴムホース製造業				
1933 工業用ゴム製品製造業				
199 その他のゴム製品製造業				
1991 ゴム引布・同製品製造業				
1992 医療・衛生用ゴム製品製造業				
1993 ゴム練生地製造業				
1994 更生タイヤ製造業				
1995 再生ゴム製造業				
1999 他に分類されないゴム製品製造業				
20 なめし革・同製品・毛皮製造業				
200 管理、補助的経済活動を行う事業所（20なめし革・同製品・毛皮製造業）				
2000 主として管理事務を行う本社等				
2009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
201 なめし革製造業				
2011 なめし革製造業				
202 工業用革製品製造業（手袋を除く）				
2021 工業用革製品製造業（手袋を除く）				
203 革製履物用材料・同附属品製造業				
2031 革製履物用材料・同附属品製造業				
204 革製履物製造業				
2041 革製履物製造業				
205 革製手袋製造業				
2051 革製手袋製造業				
206 かばん製造業				
2061 かばん製造業				

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業	[つづき]		
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	[つづき]	
		207	袋物製造業	
		2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）	
		2072	ハンドバッグ製造業	
		208	毛皮製造業	
		2081	毛皮製造業	
		209	その他のなめし革製品製造業	
		2099	その他のなめし革製品製造業	
	21	窯業・土石製品製造業		
		210	管理、補助的経済活動を行う事業所（21窯業・土石製品製造業）	
		2100	主として管理事務を行う本社等	
		2109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		211	ガラス・同製品製造業	
		2111	板ガラス製造業	
		2112	板ガラス加工業	
		2113	ガラス製加工素材製造業	
		2114	ガラス容器製造業	
		2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業	
		2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	
		2117	ガラス繊維・同製品製造業	
		2119	その他のガラス・同製品製造業	
		212	セメント・同製品製造業	
		2121	セメント製造業	
		2122	生コンクリート製造業	
		2123	コンクリート製品製造業	
		2129	その他のセメント製品製造業	
		213	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	
		2131	粘土がわら製造業	
		2132	普通れんが製造業	
		2139	その他の建設用粘土製品製造業	
		214	陶磁器・同関連製品製造業	
		2141	衛生陶器製造業	
		2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	
		2143	陶磁器製置物製造業	
		2144	電気用陶磁器製造業	
		2145	理化学用・工業用陶磁器製造業	
		2146	陶磁器製タイル製造業	
		2147	陶磁器絵付業	
		2148	陶磁器用はい（坏）土製造業	
		2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業	
		215	耐火物製造業	
		2151	耐火れんが製造業	
		2152	不定形耐火物製造業	
		2159	その他の耐火物製造業	
		216	炭素・黒鉛製品製造業	
		2161	炭素質電極製造業	
		2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業	
		217	研磨材・同製品製造業	
		2171	研磨材製造業	
		2172	研削と石製造業	
		2173	研磨布紙製造業	
		2179	その他の研磨材・同製品製造業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業	[つづき]		
	21	窯業・土石製品製造業	[つづき]	
	218	骨材・石工品等製造業		
		2181	砕石製造業	
		2182	再生骨材製造業	
		2183	人工骨材製造業	
		2184	石工品製造業	
		2185	けいそう土・同製品製造業	
		2186	鉱物・土石粉碎等処理業	
	219	その他の窯業・土石製品製造業		
		2191	ロックウール・同製品製造業	
		2192	石こう（膏）製品製造業	
		2193	石灰製造業	
		2194	鋳型製造業（中子を含む）	
		2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業	
	22	鉄鋼業		
	220	管理、補助的経済活動を行う事業所（22鉄鋼業）		
		2200	主として管理事務を行う本社等	
		2209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	221	製鉄業		
		2211	高炉による製鉄業	
		2212	高炉によらない製鉄業	
		2213	フェロアロイ製造業	
	222	製鋼・製鋼圧延業		
		2221	製鋼・製鋼圧延業	
	223	製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）		
		2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	
		2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	
		2233	冷間ロール成型形鋼製造業	
		2234	鋼管製造業	
		2235	伸鉄業	
		2236	磨棒鋼製造業	
		2237	引抜鋼管製造業	
		2238	伸線業	
		2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	
	224	表面処理鋼材製造業		
		2241	亜鉛鉄板製造業	
		2249	その他の表面処理鋼材製造業	
	225	鉄素形材製造業		
		2251	鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）	
		2252	可鍛鋳鉄製造業	
		2253	鋳鋼製造業	
		2254	鍛工品製造業	
		2255	鍛鋼製造業	
	229	その他の鉄鋼業		
		2291	鉄鋼シャースリット業	
		2292	鉄スクラップ加工処理業	
		2293	鋳鉄管製造業	
		2299	他に分類されない鉄鋼業	
	23	非鉄金属製造業		
	230	管理、補助的経済活動を行う事業所（23非鉄金属製造業）		
		2300	主として管理事務を行う本社等	
		2309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	231	非鉄金属第1次製錬・精製業		
		2311	銅第1次製錬・精製業	
		2312	亜鉛第1次製錬・精製業	

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業 [つづき]				
23 非鉄金属製造業 [つづき]				
231 非鉄金属第1次製錬・精製業[つづき]				
	2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業		
232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）				
	2321	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）		
	2322	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）		
	2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）		
233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）				
	2331	伸銅品製造業		
	2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）		
	2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）		
234 電線・ケーブル製造業				
	2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）		
	2342	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）		
235 非鉄金属素形材製造業				
	2351	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）		
	2352	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）		
	2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業		
	2354	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）		
	2355	非鉄金属鍛造品製造業		
239 その他の非鉄金属製造業				
	2391	核燃料製造業		
	2399	他に分類されない非鉄金属製造業		
24 金属製品製造業				
240 管理、補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）				
	2400	主として管理事務を行う本社等		
	2409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業				
	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業		
242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業				
	2421	洋食器製造業		
	2422	機械刃物製造業		
	2423	利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）		
	2424	作業工具製造業		
	2425	手引のこぎり・のこ刃製造業		
	2426	農業用器具製造業（農業用機械を除く）		
	2429	その他の金物類製造業		
243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業				
	2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）		
	2432	ガス機器・石油機器製造業		
	2433	温風・温水暖房装置製造業		
	2439	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）		
244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）				
	2441	鉄骨製造業		
	2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）		
	2443	金属製サッシ・ドア製造業		
	2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業		
	2445	建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）		
	2446	製缶板金業		
245 金属素形材製品製造業				
	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業		
	2452	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）		
	2453	粉末や金製品製造業		

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業〔つづき〕			
24 金属製品製造業〔つづき〕				
246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）				
	2461	金属製品塗装業		
	2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）		
	2463	金属彫刻業		
	2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）		
	2465	金属熱処理業		
	2469	その他の金属表面処理業		
247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）				
	2471	くぎ製造業		
	2479	その他の金属線製品製造業		
248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業				
	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		
249 その他の金属製品製造業				
	2491	金庫製造業		
	2492	金属製スプリング製造業		
	2499	他に分類されない金属製品製造業		
25 はん用機械器具製造業				
250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）				
	2500	主として管理事務を行う本社等		
	2509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
251 ボイラ・原動機製造業				
	2511	ボイラ製造業		
	2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（舶用を除く）		
	2513	はん用内燃機関製造業		
	2519	その他の原動機製造業		
252 ポンプ・圧縮機器製造業				
	2521	ポンプ・同装置製造業		
	2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業		
	2523	油圧・空圧機器製造業		
253 一般産業用機械・装置製造業				
	2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）		
	2532	エレベータ・エスカレータ製造業		
	2533	物流運搬設備製造業		
	2534	工業窯炉製造業（燃焼炉）		
	2535	冷凍機・温湿調整装置製造業		
259 その他のはん用機械・同部分品製造業				
	2591	消火器具・消火装置製造業		
	2592	弁・同附属品製造業		
	2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業		
	2594	玉軸受・ころ軸受製造業		
	2595	ピストンリング製造業		
	2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業		
	2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）		
26 生産用機械器具製造業				
260 管理、補助的経済活動を行う事業所（26生産用機械器具製造業）				
	2600	主として管理事務を行う本社等		
	2609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）				
	2611	農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
262 建設機械・鉱山機械製造業				
	2621	建設機械・鉱山機械製造業		
263 繊維機械製造業				
	2631	化学繊維機械・紡績機械製造業		

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業	[つづき]		
	26	生産用機械器具製造業	[つづき]	
		263	繊維機械製造業	[つづき]
			2632	製織機械・編組機械製造業
			2633	染色整理仕上機械製造業
			2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
			2635	縫製機械製造業
		264	生活関連産業用機械製造業	
			2641	食品機械・同装置製造業
			2642	木材加工機械製造業
			2643	パルプ装置・製紙機械製造業
			2644	印刷・製本・紙工機械製造業
			2645	包装・荷造機械製造業
		265	基礎素材産業用機械製造業	
			2651	鋳造装置製造業
			2652	化学機械・同装置製造業
			2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
		266	金属加工機械製造業	
			2661	金属工作機械製造業
			2662	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
			2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）
			2664	機械工具製造業（粉末や金業を除く）
		267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
			2671	半導体製造装置製造業
			2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
		269	その他の生産用機械・同部分品製造業	
			2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
			2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
			2693	真空装置・真空機器製造業
			2694	ロボット製造業
			2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
	27	業務用機械器具製造業		
		270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）	
			2700	主として管理事務を行う本社等
			2709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		271	事務用機械器具製造業	
			2711	複写機製造業
			2719	その他の事務用機械器具製造業
		272	サービス用・娯楽用機械器具製造業	
			2721	サービス用機械器具製造業
			2722	娯楽用機械製造業
			2723	自動販売機製造業
			2729	その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
		273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
			2731	体積計製造業
			2732	はかり製造業
			2733	圧力計・流量計・液面計等製造業
			2734	精密測定器製造業
			2735	分析機器製造業
			2736	試験機製造業
			2737	測量機械器具製造業
			2738	理化学機械器具製造業
			2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業	[つづき]		
	27	業務用機械器具製造業	[つづき]	
	274	医療用機械器具・医療用品製造業		
		2741	医療用機械器具製造業	
		2742	歯科用機械器具製造業	
		2743	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	
		2744	歯科材料製造業	
	275	光学機械器具・レンズ製造業		
		2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業	
		2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業	
		2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業	
	276	武器製造業		
		2761	武器製造業	
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	280	管理、補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）		
		2800	主として管理事務を行う本社等	
		2809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	281	電子デバイス製造業		
		2811	電子管製造業	
		2812	光電変換素子製造業	
		2813	半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	
		2814	集積回路製造業	
		2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	
	282	電子部品製造業		
		2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
		2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	
		2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
	283	記録メディア製造業		
		2831	半導体メモリメディア製造業	
		2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
	284	電子回路製造業		
		2841	電子回路基板製造業	
		2842	電子回路実装基板製造業	
	285	ユニット部品製造業		
		2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	
		2859	その他のユニット部品製造業	
	289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
		2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29	電気機械器具製造業		
	290	管理、補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）		
		2900	主として管理事務を行う本社等	
		2909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
		2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
		2912	変圧器類製造業（電子機器用を除く）	
		2913	電力開閉装置製造業	
		2914	配電盤・電力制御装置製造業	
		2915	配線器具・配線附属品製造業	
	292	産業用電気機械器具製造業		
		2921	電気溶接機製造業	
		2922	内燃機関電装品製造業	
		2923	電気炉・電熱装置製造業	
		2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業	[つづき]		
	29	電気機械器具製造業	[つづき]	
	293	民生用電気機械器具製造業		
		2931	ちゅう房機器製造業	
		2932	空調・住宅関連機器製造業	
		2933	衣料衛生関連機器製造業	
		2939	その他の民生用電気機械器具製造業	
	294	電球・電気照明器具製造業		
		2941	電球製造業	
		2942	電気照明器具製造業	
	295	電池製造業		
		2951	蓄電池製造業	
		2952	一次電池（乾電池、湿電池）製造業	
	296	電子応用装置製造業		
		2961	X線装置製造業	
		2962	医療用電子応用装置製造業	
		2969	その他の電子応用装置製造業	
	297	電気計測器製造業		
		2971	電気計測器製造業（別掲を除く）	
		2972	工業計器製造業	
		2973	医療用計測器製造業	
	299	その他の電気機械器具製造業		
		2999	その他の電気機械器具製造業	
	30	情報通信機械器具製造業		
	300	管理、補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）		
		3000	主として管理事務を行う本社等	
		3009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業		
		3011	有線通信機械器具製造業	
		3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	
		3013	無線通信機械器具製造業	
		3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
		3015	交通信号保安装置製造業	
		3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
	302	映像・音響機械器具製造業		
		3021	ビデオ機器製造業	
		3022	デジタルカメラ製造業	
		3023	電気音響機械器具製造業	
	303	電子計算機・同附属装置製造業		
		3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）	
		3032	パーソナルコンピュータ製造業	
		3033	外部記憶装置製造業	
		3034	印刷装置製造業	
		3035	表示装置製造業	
		3039	その他の附属装置製造業	
	31	輸送用機械器具製造業		
	310	管理、補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）		
		3100	主として管理事務を行う本社等	
		3109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	311	自動車・同附属品製造業		
		3111	自動車製造業（二輪自動車を含む）	
		3112	自動車車体・附随車製造業	
		3113	自動車部分品・附属品製造業	
	312	鉄道車両・同部分品製造業		
		3121	鉄道車両製造業	
		3122	鉄道車両用部分品製造業	

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E	製造業	[つづき]		
	31	輸送用機械器具製造業	[つづき]	
		313	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	
		3131	船舶製造・修理業	
		3132	船体ブロック製造業	
		3133	舟艇製造・修理業	
		3134	舶用機関製造業	
		314	航空機・同附属品製造業	
		3141	航空機製造業	
		3142	航空機用原動機製造業	
		3149	その他の航空機部分品・補助装置製造業	
		315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
		3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業	
		3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
		319	その他の輸送用機械器具製造業	
		3191	自転車・同部分品製造業	
		3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業	
	32	その他の製造業		
		320	管理、補助的経済活動を行う事業所（32その他の製造業）	
		3200	主として管理事務を行う本社等	
		3209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		321	貴金属・宝石製品製造業	
		3211	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業	
		3212	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	
		3219	その他の貴金属製品製造業	
		322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
		3221	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
		3222	造花・装飾用羽毛製造業	
		3223	ボタン製造業	
		3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
		3229	その他の装身具・装飾品製造業	
		323	時計・同部分品製造業	
		3231	時計・同部分品製造業	
		324	楽器製造業	
		3241	ピアノ製造業	
		3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	
		325	がん具・運動用具製造業	
		3251	娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）	
		3252	人形製造業	
		3253	運動用具製造業	
		326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	
		3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業	
		3262	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）	
		3269	その他の事務用品製造業	
		327	漆器製造業	
		3271	漆器製造業	
		328	畳等生活雑貨製品製造業	
		3281	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	
		3282	畳製造業	
		3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
		3284	ほうき・ブラシ製造業	
		3285	喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）	
		3289	その他の生活雑貨製品製造業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業 [つづき]				
32 その他の製造業 [つづき]				
329 他に分類されない製造業				
3291 煙火製造業				
3292 看板・標識機製造業				
3293 パレット製造業				
3294 モデル・模型製造業				
3295 工業用模型製造業				
3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）				
3297 眼鏡製造業（枠を含む）				
3299 他に分類されないその他の製造業				
F 電気・ガス・熱供給・水道業				
33 電気業				
330 管理、補助的経済活動を行う事業所（33電気業）				
3300 主として管理事務を行う本社等				
3309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
331 電気業				
3311 発電業				
3312 送配電業				
3313 電気小売業				
3314 電気卸供給業				
34 ガス業				
340 管理、補助的経済活動を行う事業所（34ガス業）				
3400 主として管理事務を行う本社等				
3409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
341 ガス業				
3411 ガス製造業				
3412 ガス導管業				
3413 ガス小売業				
35 熱供給業				
350 管理、補助的経済活動を行う事業所（35熱供給業）				
3500 主として管理事務を行う本社等				
3509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
351 熱供給業				
3511 熱供給業				
36 水道業				
360 管理、補助的経済活動を行う事業所（36水道業）				
3600 主として管理事務を行う本社等				
3609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
361 上水道業				
3611 上水道業				
362 工業用水道業				
3621 工業用水道業				
363 下水道業				
3631 下水道処理施設維持管理業				
3632 下水道管路施設維持管理業				
G 情報通信業				
37 通信業				
370 管理、補助的経済活動を行う事業所（37通信業）				
3700 主として管理事務を行う本社等				
3709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
G 情報通信業〔つづき〕				
37 通信業〔つづき〕				
371 固定電気通信業				
		3711	地域電気通信業（有線放送電話業を除く）	
		3712	長距離電気通信業	
		3713	有線放送電話業	
		3719	その他の固定電気通信業	
372 移動電気通信業				
		3721	移動電気通信業	
373 電気通信に附帯するサービス業				
		3731	電気通信に附帯するサービス業	
38 放送業				
380 管理、補助的経済活動を行う事業所（38放送業）				
		3800	主として管理事務を行う本社等	
		3809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
381 公共放送業（有線放送業を除く）				
		3811	公共放送業（有線放送業を除く）	
382 民間放送業（有線放送業を除く）				
		3821	テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）	
		3822	ラジオ放送業（衛星放送業を除く）	
		3823	衛星放送業	
		3829	その他の民間放送業	
383 有線放送業				
		3831	有線テレビジョン放送業	
		3832	有線ラジオ放送業	
39 情報サービス業				
390 管理、補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業）				
		3900	主として管理事務を行う本社等	
		3909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
391 ソフトウェア業				
		3911	受託開発ソフトウェア業	
		3912	組込みソフトウェア業	
		3913	パッケージソフトウェア業	
		3914	ゲームソフトウェア業	
392 情報処理・提供サービス業				
		3921	情報処理サービス業	
		3922	情報提供サービス業	
		3923	市場調査・世論調査・社会調査業	
		3929	その他の情報処理・提供サービス業	
40 インターネット附随サービス業				
400 管理、補助的経済活動を行う事業所（40インターネット附随サービス業）				
		4000	主として管理事務を行う本社等	
		4009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
401 インターネット附随サービス業				
		4011	ポータルサイト・サーバ運営業	
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
		4013	インターネット利用サポート業	
41 映像・音声・文字情報制作業				
410 管理、補助的経済活動を行う事業所（41映像・音声・文字情報制作業）				
		4100	主として管理事務を行う本社等	
		4109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
G	情報通信業 [つづき]			
	41	映像・音声・文字情報制作業 [つづき]		
		411	映像情報制作・配給業	
			4111	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）
			4112	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）
			4113	アニメーション制作業
			4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
		412	音声情報制作業	
			4121	レコード制作業
			4122	ラジオ番組制作業
		413	新聞業	
			4131	新聞業
		414	出版業	
			4141	出版業
		415	広告制作業	
			4151	広告制作業
		416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	
			4161	ニュース供給業
			4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業、郵便業			
	42	鉄道業		
		420	管理、補助的経済活動を行う事業所（42鉄道業）	
			4200	主として管理事務を行う本社等
			4209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		421	鉄道業	
			4211	普通鉄道業
			4212	軌道業
			4213	地下鉄道業
			4214	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
			4215	案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）
			4216	鋼索鉄道業
			4217	索道業
			4219	その他の鉄道業
	43	道路旅客運送業		
		430	管理、補助的経済活動を行う事業所（43道路旅客運送業）	
			4300	主として管理事務を行う本社等
			4309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		431	一般乗合旅客自動車運送業	
			4311	一般乗合旅客自動車運送業
		432	一般乗用旅客自動車運送業	
			4321	一般乗用旅客自動車運送業
		433	一般貸切旅客自動車運送業	
			4331	一般貸切旅客自動車運送業
		439	その他の道路旅客運送業	
			4391	特定旅客自動車運送業
			4399	他に分類されない道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業		
		440	管理、補助的経済活動を行う事業所（44道路貨物運送業）	
			4400	主として管理事務を行う本社等
			4409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		441	一般貨物自動車運送業	
			4411	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）
			4412	特別積合せ貨物運送業
		442	特定貨物自動車運送業	
			4421	特定貨物自動車運送業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
H	運輸業、郵便業 [つづき]			
	44	道路貨物運送業 [つづき]		
		443	貨物軽自動車運送業	
			4431	貨物軽自動車運送業
		444	集配利用運送業	
			4441	集配利用運送業
		449	その他の道路貨物運送業	
			4499	その他の道路貨物運送業
	45	水運業		
		450	管理、補助的経済活動を行う事業所（45水運業）	
			4500	主として管理事務を行う本社等
			4509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		451	外航海運業	
			4511	外航旅客海運業
			4512	外航貨物海運業
		452	沿海海運業	
			4521	沿海旅客海運業
			4522	沿海貨物海運業
		453	内陸水運業	
			4531	港湾旅客海運業
			4532	河川水運業
			4533	湖沼水運業
		454	船舶貸渡業	
			4541	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）
			4542	内航船舶貸渡業
	46	航空運輸業		
		460	管理、補助的経済活動を行う事業所（46航空運輸業）	
			4600	主として管理事務を行う本社等
			4609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		461	航空運送業	
			4611	航空運送業
		462	航空機使用業（航空運送業を除く）	
			4621	航空機使用業（航空運送業を除く）
	47	倉庫業		
		470	管理、補助的経済活動を行う事業所（47倉庫業）	
			4700	主として管理事務を行う本社等
			4709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		471	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	
			4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
		472	冷蔵倉庫業	
			4721	冷蔵倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業		
		480	管理、補助的経済活動を行う事業所（48運輸に附帯するサービス業）	
			4800	主として管理事務を行う本社等
			4809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		481	港湾運送業	
			4811	港湾運送業
		482	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	
			4821	利用運送業（集配利用運送業を除く）
			4822	運送取次業
		483	運送代理店	
			4831	運送代理店
		484	こん包業	
			4841	こん包業（組立こん包業を除く）
			4842	組立こん包業

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
H 運輸業、郵便業 [つづき]				
48 運輸に附帯するサービス業 [つづき]				
485 運輸施設提供業				
4851 鉄道施設提供業				
4852 道路運送固定施設業				
4853 自動車ターミナル業				
4854 貨物荷扱固定施設業				
4855 栈橋泊きよ業				
4856 飛行場業				
489 その他の運輸に附帯するサービス業				
4891 海運仲立業				
4892 レッカー・ロードサービス業				
4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業				
49 郵便業（信書便事業を含む）				
490 管理、補助的経済活動を行う事業所（49郵便業）				
4901 管理、補助的経済活動を行う事業所				
491 郵便業（信書便事業を含む）				
4911 郵便業（信書便事業を含む）				
I 卸売業、小売業				
50 各種商品卸売業				
500 管理、補助的経済活動を行う事業所（50各種商品卸売業）				
5000 主として管理事務を行う本社等				
5008 自家用倉庫				
5009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
501 各種商品卸売業				
5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）				
5019 その他の各種商品卸売業				
51 繊維・衣服等卸売業				
510 管理、補助的経済活動を行う事業所（51繊維・衣服等卸売業）				
5100 主として管理事務を行う本社等				
5108 自家用倉庫				
5109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）				
5111 繊維原料卸売業				
5112 糸卸売業				
5113 織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）				
512 衣服卸売業				
5121 男子服卸売業				
5122 婦人・子供服卸売業				
5123 下着類卸売業				
5129 その他の衣服卸売業				
513 身の回り品卸売業				
5131 寝具類卸売業				
5132 靴・履物卸売業				
5133 かばん・袋物卸売業				
5139 その他の身の回り品卸売業				
52 飲食料品卸売業				
520 管理、補助的経済活動を行う事業所（52飲食料品卸売業）				
5200 主として管理事務を行う本社等				
5208 自家用倉庫				
5209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
521 農畜産物・水産物卸売業				
5211 米麦卸売業				
5212 雑穀・豆類卸売業				

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
I 卸売業、小売業〔つづき〕				
52 飲食料品卸売業〔つづき〕				
521 農畜産物・水産物卸売業〔つづき〕				
		5213	野菜卸売業	
		5214	果実卸売業	
		5215	食肉卸売業	
		5216	生鮮魚介卸売業	
		5219	その他の農畜産物・水産物卸売業	
522 食料・飲料卸売業				
		5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業	
		5222	酒類卸売業	
		5223	乾物卸売業	
		5224	菓子・パン類卸売業	
		5225	飲料卸売業（別掲を除く）	
		5226	茶類卸売業	
		5227	牛乳・乳製品卸売業	
		5229	その他の食料・飲料卸売業	
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業				
530 管理、補助的経済活動を行う事業所（53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）				
		5300	主として管理事務を行う本社等	
		5308	自家用倉庫	
		5309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
531 建築材料卸売業				
		5311	木材・竹材卸売業	
		5312	セメント卸売業	
		5313	板ガラス卸売業	
		5314	建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）	
		5319	その他の建築材料卸売業	
532 化学製品卸売業				
		5321	塗料卸売業	
		5322	プラスチック卸売業	
		5329	その他の化学製品卸売業	
533 石油・鉱物卸売業				
		5331	石油卸売業	
		5332	鉱物卸売業（石油を除く）	
534 鉄鋼製品卸売業				
		5341	鉄鋼粗製品卸売業	
		5342	鉄鋼一次製品卸売業	
		5349	その他の鉄鋼製品卸売業	
535 非鉄金属卸売業				
		5351	非鉄金属地金卸売業	
		5352	非鉄金属製品卸売業	
536 再生資源卸売業				
		5361	空瓶・空缶等空容器卸売業	
		5362	鉄スクラップ卸売業	
		5363	非鉄金属スクラップ卸売業	
		5364	古紙卸売業	
		5369	その他の再生資源卸売業	
54 機械器具卸売業				
540 管理、補助的経済活動を行う事業所（54機械器具卸売業）				
		5400	主として管理事務を行う本社等	
		5408	自家用倉庫	
		5409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
Ⅰ 卸売業、小売業 [つづき]				
54 機械器具卸売業 [つづき]				
541 産業機械器具卸売業				
5411 農業用機械器具卸売業				
5412 建設機械・鉱山機械卸売業				
5413 金属加工機械卸売業				
5414 事務用機械器具卸売業				
5419 その他の産業機械器具卸売業				
542 自動車卸売業				
5421 自動車卸売業（二輪自動車を含む）				
5422 自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）				
5423 自動車中古部品卸売業				
543 電気機械器具卸売業				
5431 家庭用電気機械器具卸売業				
5432 電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）				
549 その他の機械器具卸売業				
5491 輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）				
5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業				
5493 医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）				
55 その他の卸売業				
550 管理、補助的経済活動を行う事業所（55その他の卸売業）				
5500 主として管理事務を行う本社等				
5508 自家用倉庫				
5509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
551 家具・建具・じゅう器等卸売業				
5511 家具・建具卸売業				
5512 荒物卸売業				
5513 畳卸売業				
5514 室内装飾繊維品卸売業				
5515 陶磁器・ガラス器卸売業				
5519 その他のじゅう器卸売業				
552 医薬品・化粧品等卸売業				
5521 医薬品卸売業				
5522 医療用品卸売業				
5523 化粧品卸売業				
5524 合成洗剤卸売業				
553 紙・紙製品卸売業				
5531 紙卸売業				
5532 紙製品卸売業				
559 他に分類されない卸売業				
5591 金物卸売業				
5592 肥料・飼料卸売業				
5593 スポーツ用品卸売業				
5594 娯楽用品・がん具卸売業				
5595 たばこ卸売業				
5596 ジュエリー製品卸売業				
5597 書籍・雑誌卸売業				
5598 代理商、仲立業				
5599 他に分類されないその他の卸売業				
56 各種商品小売業				
560 管理、補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業）				
5600 主として管理事務を行う本社等				
5608 自家用倉庫				
5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
I 卸売業、小売業〔つづき〕				
56 各種商品小売〔つづき〕				
561 百貨店				
	5611	百貨店		
562 総合スーパーマーケット				
	5621	総合スーパーマーケット		
563 コンビニエンスストア				
	5631	コンビニエンスストア		
564 ドラッグストア				
	5641	ドラッグストア		
565 ホームセンター				
	5651	ホームセンター		
566 均一価格店				
	5661	均一価格店		
569 その他の各種商品小売業				
	5699	その他の各種商品小売業		
57 織物・衣服・身の回り品小売業				
570 管理、補助的経済活動を行う事業所（57織物・衣服・身の回り品小売業）				
	5700	主として管理事務を行う本社等		
	5708	自家用倉庫		
	5709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
571 呉服・服地・寝具小売業				
	5711	呉服・服地小売業		
	5712	寝具小売業		
572 男子服小売業				
	5721	男子服小売業		
573 婦人・子供服小売業				
	5731	婦人服小売業		
	5732	子供服小売業		
574 靴・履物小売業				
	5741	靴小売業		
	5742	履物小売業（靴を除く）		
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業				
	5791	かばん・袋物小売業		
	5792	下着類小売業		
	5793	洋品雑貨・小間物小売業		
	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業		
58 飲食料品小売業				
580 管理、補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）				
	5800	主として管理事務を行う本社等		
	5808	自家用倉庫		
	5809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
581 各種食料品小売業				
	5811	食料品スーパーマーケット		
	5819	その他の各種食料品小売業		
582 野菜・果実小売業				
	5821	野菜小売業		
	5822	果実小売業		
583 食肉小売業				
	5831	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）		
	5832	卵・鳥肉小売業		
584 鮮魚小売業				
	5841	鮮魚小売業		
585 酒小売業				
	5851	酒小売業		

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
Ⅰ 卸売業、小売業 [つづき]				
58 飲食料品小売業 [つづき]				
586 菓子・パン小売業				
5861 菓子小売業（製造小売）				
5862 菓子小売業（製造小売でないもの）				
5863 パン小売業（製造小売）				
5864 パン小売業（製造小売でないもの）				
589 その他の飲食料品小売業				
5891 牛乳小売業				
5892 飲料小売業（別掲を除く）				
5893 茶類小売業				
5894 料理品小売業				
5895 米穀類小売業				
5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業				
5897 乾物小売業				
5899 他に分類されない飲食料品小売業				
59 機械器具小売業				
590 管理、補助的経済活動を行う事業所（59機械器具小売業）				
5900 主として管理事務を行う本社等				
5908 自家用倉庫				
5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
591 自動車小売業				
5911 自動車（新車）小売業				
5912 中古自動車小売業				
5913 自動車部分品・附属品小売業				
5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）				
592 自転車小売業				
5921 自転車小売業				
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）				
5931 電気機械器具小売業（中古品を除く）				
5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）				
5933 中古電気製品小売業				
5939 その他の機械器具小売業				
60 その他の小売業				
600 管理、補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業）				
6000 主として管理事務を行う本社等				
6008 自家用倉庫				
6009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
601 家具・建具・畳小売業				
6011 家具小売業				
6012 建具小売業				
6013 畳小売業				
6014 宗教用具小売業				
602 じゅう器小売業				
6021 金物小売業				
6022 荒物小売業				
6023 陶磁器・ガラス器小売業				
6029 他に分類されないじゅう器小売業				
603 医薬品・化粧品小売業				
6031 医薬品小売業（薬局を除く）				
6032 薬局				
6033 化粧品小売業				

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
I 卸売業、小売業 [つづき]				
60 その他の小売業 [つづき]				
604 農耕用品小売業				
6041 農業用機械器具小売業				
6042 苗・種子小売業				
6043 肥料・飼料小売業				
605 燃料小売業				
6051 ガソリンスタンド				
6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）				
606 書籍・文房具小売業				
6061 書籍・雑誌小売業（古本を除く）				
6062 古本小売業				
6063 新聞小売業				
6064 紙・文房具小売業				
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業				
6071 スポーツ用品小売業				
6072 がん具・娯楽用品小売業				
6073 楽器小売業				
608 写真機・時計・眼鏡小売業				
6081 写真機・写真材料小売業				
6082 時計・眼鏡・光学機械小売業				
609 他に分類されない小売業				
6091 たばこ・喫煙具専門小売業				
6092 花・植木小売業				
6093 建築材料小売業				
6094 ジュエリー製品小売業				
6095 ペット・ペット用品小売業				
6096 骨とう品小売業				
6097 中古品小売業（骨とう品を除く）				
6099 他に分類されないその他の小売業				
61 無店舗小売業				
610 管理、補助的経済活動を行う事業所（61無店舗小売業）				
6100 主として管理事務を行う本社等				
6108 自家用倉庫				
6109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
611 通信販売・訪問販売小売業				
6111 無店舗小売業（各種商品小売）				
6112 無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）				
6113 無店舗小売業（飲食料品小売）				
6114 無店舗小売業（機械器具小売）				
6119 無店舗小売業（その他の小売）				
612 自動販売機による小売業				
6121 自動販売機による小売業				
619 その他の無店舗小売業				
6199 その他の無店舗小売業				
J 金融業、保険業				
62 銀行業				
620 管理、補助的経済活動を行う事業所（62銀行業）				
6200 主として管理事務を行う本社等				
6209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
621 中央銀行				
6211 中央銀行				
622 銀行（中央銀行を除く）				
6221 普通銀行				
6222 郵便貯金銀行				

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
J	金融業、保険業 [つづき]			
	62	銀行業 [つづき]		
		622	銀行（中央銀行を除く） [つづき]	
		6223	信託銀行	
		6229	その他の銀行	
	63	協同組織金融業		
		630	管理、補助的経済活動を行う事業所（63協同組織金融業）	
		6300	主として管理事務を行う本社等	
		6309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		631	中小企業等金融業	
		6311	信用金庫・同連合会	
		6312	信用協同組合・同連合会	
		6313	商工組合中央金庫	
		6314	労働金庫・同連合会	
		632	農林水産金融業	
		6321	農林中央金庫	
		6322	信用農業協同組合連合会	
		6323	信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会	
		6324	農業協同組合	
		6325	漁業協同組合、水産加工業協同組合	
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
		640	管理、補助的経済活動を行う事業所（64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）	
		6400	主として管理事務を行う本社等	
		6409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		641	貸金業	
		6411	消費者向け貸金業	
		6412	事業者向け貸金業	
		642	質屋	
		6421	質屋	
		643	クレジットカード業、割賦金融業	
		6431	クレジットカード業	
		6432	割賦金融業	
		649	その他の非預金信用機関	
		6491	政府関係金融機関	
		6492	住宅専門金融業	
		6493	証券金融業	
		6499	他に分類されない非預金信用機関	
	65	金融商品取引業、商品先物取引業		
		650	管理、補助的経済活動を行う事業所（65金融商品取引業、商品先物取引業）	
		6500	主として管理事務を行う本社等	
		6509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		651	金融商品取引業	
		6511	金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）	
		6512	投資助言・代理業	
		6513	投資運用業	
		6514	補助的金融商品取引業	
		652	商品先物取引業、商品投資顧問業	
		6521	商品先物取引業	
		6522	商品投資顧問業	
		6529	その他の商品先物取引業、商品投資顧問業	
		660	管理、補助的経済活動を行う事業所（66補助的金融業等）	
		6600	主として管理事務を行う本社等	
		6609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
J	金融業、保険業 [つづき]			
	66	補助的金融業等 [つづき]		
		661	補助的金融業、金融附帯業	
			6611	短資業
			6612	手形交換所
			6613	両替業
			6614	信用保証機関
			6615	信用保証再保険機関
			6616	預・貯金等保険機関
			6617	金融商品取引所
			6618	商品取引所
			6619	その他の補助的金融業、金融附帯業
		662	信託業	
			6621	運用型信託業
			6622	管理型信託業
		663	金融代理業	
			6631	金融商品仲介業
			6632	信託契約代理業
			6639	その他の金融代理業
	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		
		670	管理、補助的経済活動を行う事業所（67保険業）	
			6700	主として管理事務を行う本社等
			6709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		671	生命保険業	
			6711	生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）
			6712	郵便保険業
			6713	生命保険再保険業
			6719	その他の生命保険業
		672	損害保険業	
			6721	損害保険業（損害保険再保険業を除く）
			6722	損害保険再保険業
			6729	その他の損害保険業
		673	共済事業、少額短期保険業	
			6731	共済事業（各種災害補償法によるもの）
			6732	共済事業（各種協同組合法等によるもの）
			6733	少額短期保険業
		674	保険媒介代理業	
			6741	生命保険媒介業
			6742	損害保険代理業
			6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業
		675	保険サービス業	
			6751	保険料率算出団体
			6752	損害査定業
			6759	その他の保険サービス業
K	不動産業、物品賃貸業			
	68	不動産取引業		
		680	管理、補助的経済活動を行う事業所（68不動産取引業）	
			6800	主として管理事務を行う本社等
			6809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		681	建物売買業、土地売買業	
			6811	建物売買業
			6812	土地売買業
		682	不動産代理業・仲介業	
			6821	不動産代理業・仲介業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
K 不動産業、物品賃貸業〔つづき〕				
69 不動産賃貸業・管理業				
690 管理、補助的経済活動を行う事業所（69不動産賃貸業・管理業）				
6900 主として管理事務を行う本社等				
6909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）				
6911 貸事務所業				
6912 土地賃貸業				
6919 その他の不動産賃貸業				
692 貸家業、貸間業				
6921 貸家業				
6922 貸間業				
693 駐車場業				
6931 駐車場業				
694 不動産管理業				
6941 不動産管理業				
70 物品賃貸業				
700 管理、補助的経済活動を行う事業所（70物品賃貸業）				
7000 主として管理事務を行う本社等				
7009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
701 各種物品賃貸業				
7011 総合リース業				
7019 その他の各種物品賃貸業				
702 産業用機械器具賃貸業				
7021 産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）				
7022 建設機械器具賃貸業				
703 事務用機械器具賃貸業				
7031 事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）				
7032 電子計算機・同関連機器賃貸業				
704 自動車賃貸業				
7041 自動車賃貸業				
705 スポーツ・娯楽用品賃貸業				
7051 スポーツ・娯楽用品賃貸業				
709 その他の物品賃貸業				
7091 映画・演劇用品賃貸業				
7092 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）				
7093 貸衣しょう業（別掲を除く）				
7099 他に分類されない物品賃貸業				
L 学術研究、専門・技術サービス業				
71 学術・開発研究機関				
710 管理、補助的経済活動を行う事業所（71学術・開発研究機関）				
7101 管理、補助的経済活動を行う事業所				
711 自然科学研究所				
7111 理学研究所				
7112 工学研究所				
7113 農学研究所				
7114 医学・薬学研究所				
712 人文・社会科学研究所				
7121 人文・社会科学研究所				
72 専門サービス業（他に分類されないもの）				
720 管理、補助的経済活動を行う事業所（72専門サービス業）				
7201 管理、補助的経済活動を行う事業所				
721 法律事務所、特許事務所				
7211 法律事務所				
7212 特許事務所				

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
L 学術研究、専門・技術サービス業〔つづき〕				
72 専門サービス業（他に分類されないもの）〔つづき〕				
722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所				
7221 公証人役場、司法書士事務所				
7222 土地家屋調査士事務所				
723 行政書士事務所				
7231 行政書士事務所				
724 公認会計士事務所、税理士事務所				
7241 公認会計士事務所				
7242 税理士事務所				
725 社会保険労務士事務所				
7251 社会保険労務士事務所				
726 デザイン業				
7261 デザイン業				
727 著述・芸術家業				
7271 著述家業				
7272 芸術家業				
728 経営コンサルタント業、純粋持株会社				
7281 経営コンサルタント業				
7282 純粋持株会社				
729 その他の専門サービス業				
7291 興信所				
7292 翻訳業（著述家業を除く）				
7293 通訳業、通訳案内業				
7294 不動産鑑定業				
7299 他に分類されない専門サービス業				
73 広告業				
730 管理、補助的経済活動を行う事業所（73広告業）				
7300 主として管理事務を行う本社等				
7309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
731 広告業				
7311 広告業				
74 技術サービス業（他に分類されないもの）				
740 管理、補助的経済活動を行う事業所（74技術サービス業）				
7401 管理、補助的経済活動を行う事業所				
741 獣医業				
7411 獣医業				
742 土木建築サービス業				
7421 建築設計業				
7422 測量業				
7429 その他の土木建築サービス業				
743 機械設計業				
7431 機械設計業				
744 商品・非破壊検査業				
7441 商品検査業				
7442 非破壊検査業				
745 計量証明業				
7451 一般計量証明業				
7452 環境計量証明業				
7459 その他の計量証明業				
746 写真業				
7461 写真業（商業写真業を除く）				
7462 商業写真業				
749 その他の技術サービス業				
7499 その他の技術サービス業				

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
M	宿泊業、飲食サービス業			
75	宿泊業			
750	管理、補助的経済活動を行う事業所（75宿泊業）			
7500	主として管理事務を行う本社等			
7509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
751	旅館、ホテル			
7511	旅館、ホテル			
752	簡易宿所			
7521	簡易宿所			
753	下宿業			
7531	下宿業			
759	その他の宿泊業			
7591	会社・団体の宿泊所			
7592	リゾートクラブ			
7599	他に分類されない宿泊業			
76	飲食店			
760	管理、補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）			
7600	主として管理事務を行う本社等			
7609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
761	食堂、レストラン（専門料理店を除く）			
7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）			
762	専門料理店			
7621	日本料理店			
7622	料亭			
7623	中華料理店			
7624	ラーメン店			
7625	焼肉店			
7629	その他の専門料理店			
763	そば・うどん店			
7631	そば・うどん店			
764	すし店			
7641	すし店			
765	酒場、ビヤホール			
7651	酒場、ビヤホール			
766	バー、キャバレー、ナイトクラブ			
7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ			
767	喫茶店			
7671	喫茶店			
769	その他の飲食店			
7691	ハンバーガー店			
7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店			
7699	他に分類されない飲食店			
77	持ち帰り・配達飲食サービス業			
770	管理、補助的経済活動を行う事業所（77持ち帰り・配達飲食サービス業）			
7700	主として管理事務を行う本社等			
7709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
771	持ち帰り飲食サービス業			
7711	持ち帰り飲食サービス業			
772	配達飲食サービス業			
7721	配達飲食サービス業			
773	施設給食業			
7731	施設給食業			

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
N	生活関連サービス業、娯楽業			
78	洗濯・理容・美容・浴場業			
780	管理、補助的経済活動を行う事業所（78洗濯・理容・美容・浴場業）			
	7800	主として管理事務を行う本社等		
	7809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
781	洗濯業			
	7811	普通洗濯業		
	7812	洗濯物取次業		
	7813	リネンサプライ業		
782	理容業			
	7821	理容業		
783	美容業			
	7831	美容業		
784	一般公衆浴場業			
	7841	一般公衆浴場業		
785	その他の公衆浴場業			
	7851	その他の公衆浴場業		
789	その他の洗濯・理容・美容・浴場業			
	7891	洗張・染物業		
	7892	エステティック業		
	7893	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）		
	7894	ネイルサービス業		
	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業		
79	その他の生活関連サービス業			
790	管理、補助的経済活動を行う事業所（79その他の生活関連サービス業）			
	7900	主として管理事務を行う本社等		
	7909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
791	旅行業			
	7911	旅行業（旅行業者代理業を除く）		
	7912	旅行業者代理業		
792	家事サービス業			
	7921	家事サービス業（住込みのもの）		
	7922	家事サービス業（住込みでないもの）		
793	衣服裁縫修理業			
	7931	衣服裁縫修理業		
794	物品預り業			
	7941	物品預り業		
795	火葬・墓地管理業			
	7951	火葬業		
	7952	墓地管理業		
796	冠婚葬祭業			
	7961	葬儀業		
	7962	結婚式場業		
	7963	冠婚葬祭互助会		
799	他に分類されない生活関連サービス業			
	7991	食品貸加工業		
	7992	結婚相談業、結婚式場紹介業		
	7993	写真プリント、現像・焼付業		
	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業		
80	娯楽業			
800	管理、補助的経済活動を行う事業所（80娯楽業）			
	8000	主として管理事務を行う本社等		
	8009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
801	映画館			
	8011	映画館		

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
N	生活関連サービス業、娯楽業〔つづき〕			
	80	娯楽業〔つづき〕		
		802	興行場（別掲を除く）、興行団	
		8021	劇場	
		8022	興行場	
		8023	劇団	
		8024	楽団、舞踏団	
		8025	演芸・スポーツ等興行団	
		803	競輪・競馬等の競走場、競技団	
		8031	競輪場	
		8032	競馬場	
		8033	自動車・モーターボートの競走場	
		8034	競輪競技団	
		8035	競馬競技団	
		8036	自動車・モーターボートの競技団	
		804	スポーツ施設提供業	
		8041	スポーツ施設提供業（別掲を除く）	
		8042	体育館	
		8043	ゴルフ場	
		8044	ゴルフ練習場	
		8045	ボウリング場	
		8046	テニス場	
		8047	バッチェィング・テニス練習場	
		8048	フィットネスクラブ	
		805	公園、遊園地	
		8051	公園	
		8052	遊園地（テーマパークを除く）	
		8053	テーマパーク	
		806	遊戯場	
		8061	ビリヤード場	
		8062	囲碁・将棋所	
		8063	マージャンクラブ	
		8064	パチンコホール	
		8065	ゲームセンター	
		8069	その他の遊戯場	
		809	その他の娯楽業	
		8091	ダンスホール	
		8092	マリーナ業	
		8093	遊漁船業	
		8094	芸ぎ業	
		8095	カラオケボックス業	
		8096	娯楽に附帯するサービス業	
		8099	他に分類されない娯楽業	
O	教育、学習支援業			
	81	学校教育		
		810	管理、補助的経済活動を行う事業所（81学校教育）	
		8101	管理、補助的経済活動を行う事業所	
		811	幼稚園	
		8111	幼稚園	
		812	小学校	
		8121	小学校	
		813	中学校、義務教育学校	
		8131	中学校	
		8132	義務教育学校	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
O 教育、学習支援業〔つづき〕				
81 学校教育〔つづき〕				
814 高等学校、中等教育学校				
			8141	高等学校
			8142	中等教育学校
815 特別支援学校				
			8151	特別支援学校
816 高等教育機関				
			8161	大学
			8162	短期大学
			8163	高等専門学校
817 専修学校、各種学校				
			8171	専修学校
			8172	各種学校
818 学校教育支援機関				
			8181	高等教育機関の支援機関
819 幼保連携型認定こども園				
			8191	幼保連携型認定こども園
82 その他の教育、学習支援業				
820 管理、補助的経済活動を行う事業所（82その他の教育、学習支援業）				
			8200	主として管理事務を行う本社等
			8209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
821 社会教育				
			8211	公民館
			8212	図書館
			8213	博物館、美術館
			8214	動物園、植物園、水族館
			8215	青少年教育施設
			8216	社会通信教育
			8219	その他の社会教育
822 職業・教育支援施設				
			8221	職員教育施設・支援業
			8222	職業訓練施設
			8229	その他の職業・教育支援施設
823 学習塾				
			8231	学習塾
824 教養・技能教授業				
			8241	音楽教授業
			8242	書道教授業
			8243	生花・茶道教授業
			8244	そろばん教授業
			8245	外国語会話教授業
			8246	スポーツ・健康教授業
			8249	その他の教養・技能教授業
829 他に分類されない教育、学習支援業				
			8299	他に分類されない教育、学習支援業
P 医療、福祉				
83 医療業				
830 管理、補助的経済活動を行う事業所（83医療業）				
			8300	主として管理事務を行う本社等
			8309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
831 病院				
			8311	一般病院
			8312	精神科病院

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
P	医療、福祉 [つづき]			
83	医療業 [つづき]			
832	一般診療所			
	8321	有床診療所		
	8322	無床診療所		
833	歯科診療所			
	8331	歯科診療所		
834	助産・看護業			
	8341	助産所		
	8342	看護業		
835	施術業			
	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所		
	8352	療術業		
836	医療に附帯するサービス業			
	8361	歯科技工所		
	8369	その他の医療に附帯するサービス業		
84	保健衛生			
840	管理、補助的経済活動を行う事業所（84保健衛生）			
	8400	主として管理事務を行う本社等		
	8409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
841	保健所			
	8411	保健所		
842	健康相談施設			
	8421	結核健康相談施設		
	8422	精神保健相談施設		
	8423	母子健康相談施設		
	8429	その他の健康相談施設		
849	その他の保健衛生			
	8491	検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）		
	8492	検査業		
	8499	他に分類されない保健衛生		
85	社会保険・社会福祉・介護事業			
850	管理、補助的経済活動を行う事業所（85社会保険・社会福祉・介護事業）			
	8500	主として管理事務を行う本社等		
	8509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
851	社会保険事業団体			
	8511	社会保険事業団体		
852	福祉事務所			
	8521	福祉事務所		
853	児童福祉事業			
	8531	保育所		
	8539	その他の児童福祉事業		
854	老人福祉・介護事業			
	8541	特別養護老人ホーム		
	8542	介護老人保健施設		
	8543	介護医療院		
	8544	通所・短期入所介護事業		
	8545	訪問介護事業		
	8546	認知症老人グループホーム		
	8547	有料老人ホーム		
	8549	その他の老人福祉・介護事業		
855	障害者福祉事業			
	8551	居住支援事業		
	8559	その他の障害者福祉事業		

第Ⅳ編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
P	医療、福祉〔つづき〕			
	85	社会保険・社会福祉・介護事業〔つづき〕		
		859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	
			8591	更生保護事業
			8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業			
	86	郵便局		
		860	管理、補助的経済活動を行う事業所（86郵便局）	
			8601	管理、補助的経済活動を行う事業所
		861	郵便局	
			8611	郵便局
		862	郵便局受託業	
			8621	簡易郵便局
			8629	その他の郵便局受託業
	87	協同組合（他に分類されないもの）		
		870	管理、補助的経済活動を行う事業所（87協同組合）	
			8701	管理、補助的経済活動を行う事業所
		871	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	
			8711	農業協同組合（他に分類されないもの）
			8712	漁業協同組合（他に分類されないもの）
			8713	水産加工業協同組合（他に分類されないもの）
			8714	森林組合（他に分類されないもの）
		872	事業協同組合（他に分類されないもの）	
			8721	事業協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）			
	88	廃棄物処理業		
		880	管理、補助的経済活動を行う事業所（88廃棄物処理業）	
			8800	主として管理事務を行う本社等
			8809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		881	一般廃棄物処理業	
			8811	し尿収集運搬業
			8812	し尿処分業
			8813	浄化槽清掃業
			8814	浄化槽保守点検業
			8815	ごみ収集運搬業
			8816	ごみ処分業
			8817	清掃事務所
		882	産業廃棄物処理業	
			8821	産業廃棄物収集運搬業
			8822	産業廃棄物処分業
			8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業
			8824	特別管理産業廃棄物処分業
		889	その他の廃棄物処理業	
			8891	死亡獣畜取扱業
			8899	他に分類されない廃棄物処理業
	89	自動車整備業		
		890	管理、補助的経済活動を行う事業所（89自動車整備業）	
			8901	管理、補助的経済活動を行う事業所
		891	自動車整備業	
			8911	自動車一般整備業
			8919	その他の自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）		
		900	管理、補助的経済活動を行う事業所（90機械等修理業）	
			9000	主として管理事務を行う本社等
			9009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
R	サービス業（他に分類されないもの）〔つづき〕			
90	機械等修理業（別掲を除く）〔つづき〕			
901	機械修理業（電気機械器具を除く）			
	9011	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）		
	9012	建設・鉱山機械整備業		
902	電気機械器具修理業			
	9021	電気機械器具修理業		
903	表具業			
	9031	表具業		
909	その他の修理業			
	9091	家具修理業		
	9092	時計修理業		
	9093	履物修理業		
	9094	かじ業		
	9099	他に分類されない修理業		
91	職業紹介・労働者派遣業			
910	管理、補助的経済活動を行う事業所（91職業紹介・労働者派遣業）			
	9100	主として管理事務を行う本社等		
	9109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
911	職業紹介業			
	9111	職業紹介業		
912	労働者派遣業			
	9121	労働者派遣業		
92	その他の事業サービス業			
920	管理、補助的経済活動を行う事業所（92その他の事業サービス業）			
	9200	主として管理事務を行う本社等		
	9209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
921	速記・ワープロ入力・複写業			
	9211	速記・ワープロ入力業		
	9212	複写業		
922	建物等維持管理業			
	9221	ビルメンテナンス業		
	9229	その他の建物等維持管理業		
923	警備業			
	9231	警備業		
929	他に分類されない事業サービス業			
	9291	ディスプレイ業		
	9292	産業用設備洗浄業		
	9293	看板書き業		
	9294	コールセンター業		
	9295	ペストコントロール業		
	9299	他に分類されないその他の事業サービス業		
93	政治・経済・文化団体			
931	経済団体			
	9311	実業団体		
	9312	同業団体		
932	労働団体			
	9321	労働団体		
933	学術・文化団体			
	9331	学術団体		
	9332	文化団体		
934	政治団体			
	9341	政治団体		
939	他に分類されない非営利的団体			
	9399	他に分類されない非営利的団体		

日本標準産業分類（令和5年6月改定）				
大	中	小	細分類	
R サービス業（他に分類されないもの）〔つづき〕				
94 宗教				
941 神道系宗教				
9411 神社、神道教会				
9412 教派事務所				
942 仏教系宗教				
9421 寺院、仏教教会				
9422 宗派事務所				
943 キリスト教系宗教				
9431 キリスト教教会、修道院				
9432 教団事務所				
949 その他の宗教				
9491 その他の宗教の教会				
9499 その他の宗教の教団事務所				
95 その他のサービス業				
950 管理、補助的経済活動を行う事業所（95その他のサービス業）				
9501 管理、補助的経済活動を行う事業所				
951 集会場				
9511 集会場				
952 と畜場				
9521 と畜場				
959 他に分類されないサービス業				
9599 他に分類されないサービス業				
96 外国公務				
961 外国公館				
9611 外国公館				
969 その他の外国公務				
9699 その他の外国公務				
S 公務（他に分類されるものを除く）				
97 国家公務				
971 立法機関				
9711 立法機関				
972 司法機関				
9721 司法機関				
973 行政機関				
9731 行政機関				
98 地方公務				
981 都道府県の機関				
9811 都道府県の機関				
982 市町村の機関				
9821 市町村の機関				
T 分類不能の産業				
99 分類不能の産業				
999 分類不能の産業				
9999 分類不能の産業				

4. 様式

ここでは、フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関して、事業者の方々が国へ報告等を行う際に用いる様式を示します。

表Ⅳ-4-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する報告等の様式

様式番号	文書名	提出が必要な場合	掲載ページ
様式第1	フロン類算定漏えい量等の報告書	フロン類算定漏えい量の報告を行う場合	Ⅳ-90
(第1表)	特定漏えい者のフロン類算定漏えい量	フロン類算定漏えい量の報告を行う場合	Ⅳ-92
(第2表)	特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	Ⅳ-93
(別紙)	特定事業所単位の報告	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	Ⅳ-94
(別紙第1表)	特定事業所に係るフロン類算定漏えい量	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	Ⅳ-95
様式第2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	関連情報の提供を行う場合	Ⅳ-96
様式第3	磁気ディスク提出票	磁気ディスクによる報告書等の提出を行う場合	Ⅳ-98
様式第4	電子情報処理組織使用届出書	電子報告システムによる報告書等の提出を行う場合	Ⅳ-99
様式第5	電子情報処理組織使用変更届出書	電子報告システムの使用届出の内容に変更が生じた場合	Ⅳ-100
様式第6	電子情報処理組織使用廃止届出書	電子報告システムの使用を廃止する場合	Ⅳ-101

第Ⅳ編 付 録

(表面)

様式第 1 (第 4 条関係)

フロン類算定漏えい量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 殿

報告者 住^(ふりがな)所 〒
氏^(ふりがな)名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特 定 漏 え い 者 コ ー ド								
(ふりがな) 特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)								
所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道府県 市区町村							
商 標 又 は 商 号 等								
主 たる 事 業						事 業 コ ー ド		
主 たる 事 業 を 所 管 す る 大 臣								
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量	第 1 表、第 2 表及び別紙のとおり							
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）						1. 有 2. 無		
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署							
	(ふりがな) 氏 名							
	電 話 番 号							
	メールアドレス							
※受理年月日	年 月 日				※処理年月日	年 月 日		

- 備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
- 2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
- 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 4 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
- 5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
- 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第 23 条第 1 項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 7 ※の欄には、記載しないこと。
- 8 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第Ⅳ編 付 録

(裏面)

1	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
2	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第Ⅳ編 付 録

【特定漏えい者単位の報告】

漏えい年度： 年度

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①		②		③		④		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1.											
2.											
3.											
4											

- 備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
- 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
- 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第Ⅳ編 付 録

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業				
			事業コード				事業の名称
1		〒					
2		〒					
3		〒					
4		〒					
5		〒					
6		〒					
7		〒					
8		〒					
9		〒					
10		〒					

- 備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
- 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

第Ⅳ編 付 録

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

										特定事業所番号				
特 定 事 業 所 の 名 称 (ふりがな) (前回の報告における名称)														
所 在 地 (ふりがな)				〒 ー 都道府県 市区町村										
特定事業所において行われる事業														
特 定 漏 え い 者 コ ー ド														※
都 道 府 県 コ ー ド						事 業 コ ー ド								
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量				別紙第1表のとおり										
その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)												1. 有 2. 無		
担 当 者 (問い合わせ先)		部 署												
		(ふりがな) 氏 名												
		電 話 番 号												
		メールアドレス												

- 備考
- 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
 - 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

第Ⅳ編 付 録

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①	②	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t・C O ₂)						
実漏えい量 (k g)						

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第Ⅳ編 付 録

様式第2（第6条関係）

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度： 年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定漏えい者として1枚のみ提出可）
- この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） →

特 定 漏 え い 者 コ ー ド										※
都 道 府 県 コ ー ド										
事 業 所 番 号										

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報										
2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報										
3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報										
4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報										
5. その他の情報										
担 当 者		部 署								
(問い合わせ先)		(ふりがな)								
		氏 名								
		電 話 番 号								
※受理年月日		年 月 日		※処理年月日		年 月 日				

- 備考
- 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定漏えい者又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1の報告書に添えて、提出すること。
 - 提供された特定漏えい者又は特定事業所に係る情報については公表されるものであること。
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
 - すべての欄に記載する必要はないこと。
 - 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめるよう努めること。
 - 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定

第Ⅳ編 付 録

- めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
 - 7 フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量について、管理第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記載することができる。
 - 8 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果と併せて記載することができる。
 - 9 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果の見込みと併せて記載することができる。
 - 10 担当者の欄は、フロン類算定漏えい量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
 - 11 ※の欄には、記載しないこと。
 - 12 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

第Ⅳ編 付 録

様式第3（第7条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

事業所管大臣
（環境大臣）
（経済産業大臣）

殿

提出者 ^{（ふり）}住 ^{（がな）}所 〒

^{（ふり）}氏 ^{（がな）}名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

担当者 部 署

（問い合わせ先） ^{（ふり）}氏 ^{（がな）}名

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告（第21条第1項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求）（第23条第1項の規定による提供）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 宛先の欄には、法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供にあっては事業所管大臣、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求にあっては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
 - 3 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 4 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
 - 5 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 6 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (第10条第1項関係)

※受 理 日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

(環境大臣)
(経済産業大臣)

提出者 ^(ふり) 住 ^{が な)} 所 〒

(ふりがな)
氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
特定漏えい者の名称									
特定漏えい者の所在地		〒							
担当者	部 署								
	氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
4 本様式 of 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第Ⅳ編 付 録

様式第 5 (第 10 条第 3 項関係)

※受 理 日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

(環境大臣) 殿
(経済産業大臣)

提出者 住 所 〒

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定による報告及び第 23 条第 1 項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
(ふ り が な) 特定漏えい者の名称									
(ふ り が な) 特定漏えい者の所在地		〒							
担当者	部 署								
	(ふ り が な) 氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
4 本様式の使用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第IV編 付 録

様式第6 (第10条第3項関係)

※受 理 日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(環境大臣) 殿
(経済産業大臣)

提出者 ^(ふり) 住 ^{がな)} 所 〒

(ふりがな)
氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号 ()

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
特定漏えい者の名称									
特定漏えい者の所在地		〒							
担当者	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
3 識別符号の欄には、第 10 条第 2 項に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
4 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
5 本様式 of 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

5. チェックシート

(1) 様式第1 記入チェックシート

【フロン類算定漏えい量等の報告書】

記載事項		確認事項	確認
1	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合は発送日を記入しましたか？	
2	提出先	事業者において行っている事業（複数ある場合は、すべての事業）を所管する大臣（Ⅲ-40 ページ参照）を、報告書の提出先としましたか？ また、提出先が「〇〇省」や「事業所管大臣」「〇〇太郎（個人名）大臣」等となっていないですか？	
3	報告者 住所、氏名	報告日時点の「事業者」の住所、代表者名（法人の場合は、事業者名及び代表者の氏名）、ふりがなを記入しましたか？代表者の役職名は記載しましたか？なお、報告者とは報告書の記入者ではなく、算定漏えい量の報告義務を有する「事業者」を示します。 ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号、ふりがな ・事業者名（登記上の名称）、代表者の役職名、氏名、ふりがな	
		代理人に委任する場合は、「事業者」の住所、代表者氏名に続き、「代理人」として代理人の役職、氏名を記入しましたか？ なお、代理人への委任状の添付は不要です。	
4	特定漏えい者コード	事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？ 特定漏えい者コードの確認方法はⅢ-9 ページをご参照ください。	
5	特定漏えい者の名称	「特定漏えい者」は、算定漏えい量を報告する事業者（企業、会社、団体等）です。 事業者の登記上の名称、ふりがなを記入しましたか？	
		前回は報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称を記入しましたか？	
6	所在地	事業者の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号及びふりがなを記入しましたか？	
7	商標又は商号等	フランチャイズチェーン事業者（特定連鎖化事業者）の場合は、当該連鎖化事業に係る商標、商号等を記入しましたか？	
8	主たる事業、 事業コード	事業者で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（Ⅳ-48 ページ参照）の事業名を記入しましたか？ また、事業コード欄に細分類の番号を4桁で記入しましたか？ ・複数の事業を行っている場合、生産額、販売額等の適切な指標により主たる事業を判断します。なお、この方法が適切でない場合には、従業員数又は設備の規模等で判断することも可能です。	
9	主たる事業を所管する大臣	事業者において行っている主たる事業を所管する全ての大臣（Ⅲ-40 ページ参照）を記入しましたか？	
10	その他の関連情報の提供の有無	漏えい量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が開示された際の理解に資する情報）を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。	
		「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付しましたか？	
12	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、ふりがな、電話番号及びメールアドレスを記入しましたか？	
13	裏面	2以上の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業以外の事業の名称を記載しましたか？また、主たる事業への記載と同じ事業コードを記載していませんか？	

【特定漏えい者単位の報告】

記載事項		確認事項		確認
第1表	1	漏えい年度	フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記入しましたか？	
	2	フロン類の種類	事業者において報告するフロン類の種類として、冷媒番号（Ⅱ-25 ページ表Ⅱ-3-1 参照）を記入しましたか？なお、報告するフロンが6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。 ・表Ⅱ-3-1 の別表第2に記載されていない混合冷媒を使用している場合は「その他混合冷媒」と記入します。なお、冷媒種ごとに、混合割合に応じた実漏えい量に冷媒種ごとの GWP を乗じることにより算定漏えい量を算定します。 ・表Ⅱ-3-1 の別表第1に記載されていない単一冷媒を使用している場合は「その他フロン類」と記入します。GWP は0 と見なします。	
	3	算定漏えい量 (t-CO ₂)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、実漏えい量 (kg) に GWP（フロン類の種類ごとの係数、Ⅱ-25 ページ表Ⅱ-3-1 参照）を乗じて算出した算定漏えい量をトン (t-CO ₂) 単位で記入しましたか？小数点以下は切捨てしましたか？（小数点以下を切捨てた結果、0 となる場合は0 と記入して報告してください。充填又は回収を行っていない場合は空欄としてください。以下、同じ。）（Ⅲ-20 ページ参照）	
	4	実漏えい量 (kg)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム (kg) 単位で記入しましたか？小数点以下は切捨てしましたか？ ・充填量及び回収量は充填回収業者の発行する「充填証明書」及び「回収証明書」に記載されている冷媒種ごとの量です。 ・回収がなく充填のみを行った場合も漏えい量の対象となります。この場合、様式第2に実漏えい量発生状況として情報を記入し提供することができます。	
	5	合計	報告する算定漏えい量の合計をトン (t-CO ₂) 単位の量で記入しましたか？小数点以下は切捨てしましたか？ ・都道府県別、特定漏えい者全体ともフロン類の種類ごとの合計値を記入します。	
	6	特定漏えい者全体	特定漏えい者全体の欄には、フロン類の種類（冷媒番号）ごとに事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量 (t-CO ₂) 及び実漏えい量 (kg) を記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？ ・特定漏えい者全体の算定漏えい量の合計が 1,000 (t-CO ₂) 未満の場合は報告の必要はありません。	

第Ⅳ編 付 録

記載事項		確認事項		確認
	7	都道府県	都道府県の欄には、事業を行っている都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の種類（冷媒番号）ごとの算定漏えい量及び実漏えい量を記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？ ・リースや貸出などにより他社の事業所に設置された第一種特定製品による漏えい量は、当該事業所が所在する都道府県における漏えい量として報告します。 ・移動体（車両など）における漏えい量は、当該移動体を管理している事業所が所在する都道府県における漏えい量として報告します。	
第2表	1	特定事業所番号	特定事業所番号を記入しましたか？	
	2	特定事業所の名称	特定事業所の名称を記入しましたか？ ・特定事業所とは算定漏えい量が 1,000 (t-CO ₂) 以上の事業所です。算定漏えい量が 1,000 (t-CO ₂) 未満の事業所は特定事業所に該当しないため、記入の必要はありません。 ・リースや貸出などにより他社の事業所に設置された第一種特定製品による算定漏えい量が 1,000 (t-CO ₂) 以上であっても、他社の事業所は自らの特定事業所には該当しません。 ・特定事業所を有していない場合も第2表を提出する必要があります。	
	3	特定事業所の所在地	当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入しましたか？	
	4	特定事業所において行われる事業	当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類（Ⅳ-48 ページ参照）に従って事業コード及び事業の名称を記入しましたか？ なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所は、そのうちの主たる事業について記入しましたか？	

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

記載事項		確認事項		確認
別紙	全体	特定漏えい者が一つの事業所や店舗等の場合、特定事業所としての報告もしていますか？（特定漏えい者と同一名称・漏えい量で報告を実施します）		
	1	特定事業所番号	第2表に記入した特定事業所の一覧表における事業所番号を別紙の各ページに記入しましたか？ ・（別紙）【特定事業所単位の報告】は特定事業所ごとに作成します。	
	2	特定事業所の名称	報告の対象（算定漏えい量が 1,000 t-CO ₂ 以上である事業所）となる特定事業所の名称を記入しましたか？	
			前回は報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称を記入しましたか？	
	3	所在地	報告の対象となる特定事業所の住所、郵便番号及びふりがなを記入しましたか？	

第Ⅳ編 付 録

記載事項		確認事項	確認
	4	特定事業所において行われる事業	報告の対象となる特定事業所で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（Ⅳ-48 ページ参照）の事業名を1つのみ記入しましたか？ ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。
	5	特定漏えい者コード	事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？ 様式第1に記載した特定漏えい者コードと同じ番号となっていますか？
	6	都道府県コード	報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号（Ⅲ-25 ページ）を数字2桁で記入しましたか？
	7	事業コード	報告の対象となる特定事業所において行っている主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類（Ⅳ-48 ページ参照）の番号を4桁で記入しましたか？
	9	その他の関連情報の提供の有無	報告の対象となる特定事業所について、漏えい量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が開示された際の理解に資する情報）を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（フロン類温室効果ガス算定漏えい排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付しましたか？
	10	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、ふりがな、電話番号を記入しましたか？
別紙 第1表	1	フロン類の種類	当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号（Ⅱ-25 ページ表Ⅱ-3-1 参照）を記入しましたか？なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合、表を追加して記入します。 ・表Ⅱ-3-1 の別表第2に記載されていない混合冷媒を使用している場合は「その他混合冷媒」と記入します。なお、冷媒種ごとに、混合割合に応じた実漏えい量に冷媒種ごとのGWPを乗じることにより算定漏えい量を算定します。 ・表Ⅱ-3-1 の別表第1に記載されていない単一冷媒を使用している場合は「その他フロン類」と記入します。GWPは0と見なします。
	2	算定フロン量（t-CO ₂ ）	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、実漏えい量（kg）にGWP（フロンの種類ごとの係数、Ⅱ-25 ページ表Ⅱ-3-1 参照）を乗じて算出した算定漏えい量をトン（t-CO ₂ ）単位で記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？（小数点以下を切り捨てた結果、0となる場合は0と記入して報告してください。充填又は回収を行っていない場合は空欄としてください。以下、同じ。）（Ⅲ-20 ページ参照）
	3	実漏えい量（kg）	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム（kg）単位で記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？ ・充填量及び回収量は充填回収業者の発行する「充填証明書」及び「回収証明書」に記載されている冷媒種ごとの量です。
	4	合計	当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン（t-CO ₂ ）単位の量で記入しましたか？小数点以下を切捨てしましたか？

第Ⅳ編 付 録

(2) 様式第2 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認
1	提供年度	情報の提供を行う年度（漏えい量算定の対象となる年度と同じ）を記入しましたか？	
2	提供情報の範囲	様式第2に記載する情報について、次のとおり記入しましたか？ ・事業者（企業、会社、団体）全体に関する場合は、「1」です。 ・特定の事業所のみに関する場合は、「2」です。	
3	特定漏えい者コード	「特定漏えい者」とは、事業者（企業、会社、団体等）です。 様式1『特定漏えい者コード』の欄と同じ、事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？	
4	都道府県コード	②『提供情報の範囲』が「1」の場合、 <u>事業者</u> の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号（Ⅲ-25 ページ参照）を記入しましたか？	
		②『提供情報の範囲』が「2」の場合、算定の対象となる <u>特定事業所</u> が所在する都道府県のコード番号（同）を記入しましたか？ 様式第1別紙『都道府県コード』と同じ2桁の数字ですか？	
5	事業コード	②『提供情報の範囲』が「1」の場合、 <u>事業者</u> の主たる事業のコード番号（Ⅳ-48 ページ）を記入しましたか？	
		②『提供情報の範囲』が「2」の場合、算定の対象となる <u>特定事業所</u> の主たる事業のコード番号（同）を記入しましたか？ 様式第1別紙『事業コード』と同じ数字4桁の数字ですか？	
6	事業所番号	②『提供情報の範囲』で「2」を選択した場合は、様式第1と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第1の第2表に記入した特定事業所番号を数字2ケタで記入しましたか？	
7	1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報 2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報 3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報 4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報 5. その他の情報	1. ～ 5. のいずれかについて情報を記載しましたか？ ・ 様式第2は、算定漏えい量の数値のみで判断できない漏えい状況等に関して自由に情報提供することが可能です。 ・ 「3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報」「4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報」については、Ⅲ-31～33 ページに示す方法に沿って記載をすることが推奨されています。 ・ 「5. その他の情報」については、事業所数や漏えい原因をⅢ-33～34 ページに示す方法に基づいて記載することが推奨されています。 ・ 様式第2には、自社の広告や特定の事業者の名称など、フロン類算定漏えい量の報告に無関係の情報を記述することはできません。	
8	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入しましたか？様式第1に記入した担当者と同一である場合は記入する必要はありません。	

(4) 様式第3 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認										
1	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日を記入しましたか？											
2	あて先	事業者において行っている事業(複数ある場合は、すべての事業)を所管する大臣(Ⅲ-40～42 ページ)を、記入しましたか？											
3	提出者 住所、 氏名	提出日時点の「事業者」の住所、代表者氏名を記入しましたか？ ・「事業者」の主たる事務所(本社等)の住所、郵便番号 ・事業者名(登記上の名称)、代表者の役職名、氏名											
4	担当者 部署、 氏名、 電話番 号	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号を記入しましたか？											
5	本文	報告のために磁気ディスクに記録する内容に応じ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定に関する記述を次のように記入(又は不要箇所を取消線により削除)しましたか？ <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録する内容</th> <th>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様式第1</td> <td>第19条 第1項</td> </tr> <tr> <td>様式第2</td> <td>第23条 第1項</td> </tr> <tr> <td>開示請求(様式第1)</td> <td>第21条 第1項</td> </tr> <tr> <td>開示請求(様式第2)</td> <td>第23条 第5項</td> </tr> </tbody> </table>	記録する内容	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定	様式第1	第19条 第1項	様式第2	第23条 第1項	開示請求(様式第1)	第21条 第1項	開示請求(様式第2)	第23条 第5項	
記録する内容	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定												
様式第1	第19条 第1項												
様式第2	第23条 第1項												
開示請求(様式第1)	第21条 第1項												
開示請求(様式第2)	第23条 第5項												
6	磁気ディスクに記録された事項	磁気ディスクに記録されている事項(様式第1、様式第2など)をすべて記入しましたか？											
7	磁気ディスクと併せて提出される書類	磁気ディスクに記録されている事項以外の書類を提出する場合、その事項を記入しましたか？											

6. 連絡先・問い合わせ先

(1) フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する問い合わせ先

省庁名	担当課	連絡先
環 境 省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	TEL : 0570-055-520
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)

(2) 事業所管官庁の問い合わせ先 (2025 年 3 月現在)

省庁名	担当局部課	連絡先
内 閣 官 房	内閣総務官室	TEL : 03-5253-2111 (内線 85192)
内 閣 府	大臣官房 企画調整課	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108)
宮 内 庁	管理部 管理課	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495)
警 察 庁	長官官房 企画課	TEL : 03-3581-0141 (内線 2137)
金 融 庁	総合政策局 総務課	TEL : 03-3506-6000 (内線 2739)
こども家庭庁	成育局 総務課	TEL : 03-6771-8030
総 務 省	大臣官房 企画課	TEL : 03-5253-5111 (内線 21905)
法 務 省	大臣官房 秘書課	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888)
外 務 省	大臣官房 会計課	TEL : 03-5501-8000 (内線 2800)
財 務 省	理財局 総務課 たばこ塩事業室	TEL : 03-3581-4111 (内線 2259)
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696)
厚生労働省	政策統括官 政策統括室	TEL : 03-5253-1111 (内線 7744)
農林水産省	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL : 03-3502-8111 (内線 4315)
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)
国土交通省	総合政策局 環境政策課	TEL : 03-5253-8111 (内線 24411)
環 境 省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	TEL : 0570-055-520
防 衛 省	地方協力局 環境政策課	TEL : 03-3268-3111 (内線 36365)